

会議録・平成24年3月13日第1回定例会（第7日目）

1. 招集の年月日 平成24年2月28日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月13日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	阪井勇男	2番	松本忍
3番	奥山幸洋	5番	上田清
6番	綿民和子	7番	田辺泰宏
8番	間宮一彦	9番	乾健郎
10番	辻井成人	11番	田邊ひとみ
12番	土屋吉昭	13番	江京子
14番	伊豆千夜子	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	中井幸充	副町長	辻善典
教育長	西岡恵三	総務課長	寺前和彦
危機管理室長	西口竜嘉	政策課長	北岡和成
税務課長（兼） 収税対策室長	浅尾恵次	生活環境課長	世古口尚
人権センター長	乾恵子	福祉子育て課長	下村由美子
長寿健康課長	小池弘紀	産業課長	中谷英樹
建設課長	沼田昌久	上下水道課長	潮谷剛

齋宮跡課長 西口 和良

会計管理者 東川 克文
(兼)会計課長

教育委員会 西田 一成
教育課長

農業委員会 石田 茂樹
事務局長

1. 会議録署名議員の氏名

11番 田 邊 ひとみ

12番 土 屋 吉 昭

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 6番 綿民 和子 議員

2. 11番 田邊ひとみ 議員

3. 13番 江 京子 議員

4. 7番 田辺 泰宏 議員

5. 9番 乾 健郎 議員

6. 12番 土屋 吉昭 議員

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第1回明和町議会定例会（第7日目）の会議を開会します。

なお、鈴木教育委員長、所用のため、本日の会議に欠席する旨連絡を受けております。また、北本監査委員から遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

11番 田 邊 ひとみ 議員

12番 土 屋 吉 昭 議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

順次、許可したいと思います。

1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、よりよい高齢者社会に向けての1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

6番 綿 民 和 子 議 員

○6番（綿民 和子） おはようございます。

議長から登壇の許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

質問に入ります前に、3.11東日本大震災から早くも1年が過ぎました。被災当初に比べて、被災地に関する報道も少しずつ減り、被災地の状況や被災者の声を聞く機会も段々と減ってきましたが、今なお、抜本的な復興支援を受けられずに、多くの国民が苦しんでおられます。3.11を忘れてはならないとの思いと、被災された皆様が、1日も早く被災前の生活に戻られることを心より強く切望いたします。

では、質問に入らせていただきます。

今日、高齢者介護の問題は個人の人生にとってはもちろんのこと、その家族、さらには我が国社会全体にとって大きな課題となっています。高齢者介護は、まさに現代が抱える課題であります。かつて多くの高齢者は在宅で家族に看取られながら死を迎えましたが、その時代は高齢者の数は少なく、しかも介護の時間は、今とは比較にならないほど短かった。いわば高齢者の最期を看取る介護であったと思います。

今日、生活水準の向上や医学の進歩などにより、国民の半数以上が80歳を超える高齢社会が到来し、80歳を超えた高齢者の少なくとも5分の1は、何らかの形で介護を必要としている状況にあります。介護の問題は高齢者に止まらず、いずれ高齢期を迎える現代世代にとっても重要な課題であります。家族形態の変化に伴い、今後は老後生活は一人暮らしや夫婦のみの世帯が、より一般的となることが予想されています。これから、ますます高齢化が増す中、施設と在宅介護がありますが、町としてどちらに重点を置いて考えていくのですか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

綿民議員さんから高齢者の問題について、町としての、これからの取り組みをお尋ねになりました。所信表明の部分でも申し上げましたが、国のほうでも社会保障税一体改革の閣議決定がされました。その中で、今後の少子高齢化社会へ向けて、半世紀前には65歳のお年寄りを1人で9人現役世代で支えていた。それが現在では3人で1人を支える騎馬戦型の社会となり、やがて国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人、いわゆる肩車社会がくるというふうな形の中で、高齢化社会を表現されております。

ご案内のように、介護保険制度そのものにつきましては、先ほどお話にもございましたけれども、核家族化や、あるいは社会構造の変化によりまして、やはり介護を家庭介護の部分から、社会全体で何とか支えようという形の中で、2000年4月に制度が出発をしておるところです。

その中で、町としても高齢者介護に向けて、さまざまな取り組みをしておりますが、大きく分けて居宅介護サービスと、今、介護予防サービス、その両方に力を入れていきたいと、そのように考えます。ただ、居宅介護サービスの中にもですね、施設サービスがございますけれども、これについては数が限りがございま

すし、費用的にもたくさんかかるというふうなお話をいただいております。

したがいまして、町としてこれから進めていく基本姿勢としては、居宅介護サービス、そして予防介護サービスにですね、重点を置いて高齢者対策を考えていきたいと、そのように今、考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 今、町長の答弁の中に居宅サービスが、これから重点を置いていくという答弁をいただきました。私もまさにそのとおりだと思います。在宅介護が必要とのお考えであるのであれば、今回、介護も医療も在宅介護を支援するために、新しい介護事業として24時間巡回サービス、つまりこれまで1日1回か2回だった訪問介護が、深夜、早朝を問わず、何度でも受けられるサービスが導入されると思うのですが、この事業についての取り組み、それと今回、社会福祉士及び介護福祉士法改定で、介護職員の医療行為が合法化されました。一定の研修さえ受ければ、介護福祉士などの資格を持たない方でも医療行為が可能となり、医療の知識や経験が不十分な介護職員に、わずかな研修だけで医療行為を認めるというのは、命にもかかわることなので、とても心配だという声も上がっています。町として、あわせてお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 24時間の巡回型サービスに関してのご質問をいただきました。ご案内のように、定期巡回、随時対応サービスということで、4月からの実施が予定をされておりますが、この事業につきましてはですね、今、お聞かせをいただいておりますのは、1つの事業所で訪問介護、並びに訪問看護を一緒に、一体的に提供できるという事業所でなければですね、非常に難しいというお話をいただいております。町内には、ご案内のように1箇所しか実は、その対象施設というのがございません。

したがいまして、これからですね、24時間体制、この事業所さん、受皿をです

ね、やはりもっともっと整備をしていかなければならないと、そのように思うところでございますし、また、実は24時間という話の中ではですね、今までの私どもの経験からいきますと、夜間に他人の方が、家の中に入ってサービスを受けるという、そういうところを、そういうことを嫌がるというのですかね、なかなか受け入れてくれない、そういう家庭もございまして、この24時間サービス、口で言うのは簡単なんですけど、実は、非常に難しい課題であります。

しかしながら、先ほどお話ありましたように一人暮らし、あるいは夫婦二人暮らしの家庭がですね、これから段々段々増えてくるわけでありますので、我々としてもですね、一定実施可能な事業所へ向けて、働きかけを行っていきたくと、そのように考えております。

それから、吸痰事業についてのお話をいただきました。今までは吸痰事業につきましては医療行為ということの中で、医師、もしくは看護職員のみが実施可能であったというふうに聞いておりますが、今まで、これらを含めてですね、新たに一定の研修を受ければですね、吸痰が可能ということでございますけれども、町としてもですね、どうこうというのはちょっと言いにくい部分もありますが、法的に認められてですね、一定の研修が受けられれば、それは否定することはできないというふうに思っておるところです。

ただ、多くの施設にはですね、介護施設には看護師等々が配置をされているというふうに聞いておりますし、その他の職員がやる、やらないというのは、事業所の判断になるのかなというふうな思いがしておりますので、そこら辺は一定、我々としてもですね、事業所に対して新たにこういうことができるという、制度的な改正があった、そのことをですね、十分周知をし、そしてきちっとした研修を受けていただいて、実施するならするという、そういう指導をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 24時間サービスのほうなんです、これから取り組む事業だと思います。現在、対象者が少ないからというのではなく、これからの取り組み方次第によっては、在宅介護を支援する大きな手助けになると思います。事業所も手を挙げるところが1箇所だということなんです、人手がないのもあるでしょうし、価格の問題もあるとも思うのですが、お年寄りの方が介護してみえる、つまり老々介護の方々にとっては、とても助かるサービスだと思います。これからの課題として、是非取り組んでほしいと思います。これは要望としてお願いいたします。

誰もが住み慣れた土地、家族のもとで老後を送れるということは、とても幸せなことです。高齢者の方のこんなつぶやきをよく耳にします。「若いもん世話にならんように、コロッと死ななあかな。要介護人になったら施設に入れられるし、皆家族と一緒に最後まで暮らしたい。」そういう思いがひしひしと伝わってきました。これから始めるこのサービスを、地域で暮らせる安心につながっていかれたらと思います。済生会病院との連携を取っていただき、事業を進めていただきたいと思います。

課題として、町としても住民の声をしっかり聞いて、不安のない介護ができるように、体制をしっかりと整えていただきたいと思います。在宅介護にもっともっと力を入れていただきたいと思います。強く要望いたします。よろしく願いいたします。

次に誰もが通る道、皆平等に年をとり、人生に幕を引きます。家族に看取られ最期を迎える。そんな介護を願っていると思います。家族も本来なら自分で看たい。そういう声も聞こえてきます。しかし、なぜ施設に頼ってしまうのかというと、精神的負担が多い。家族も仕事があり、介護ができないということ、在宅介護にとって公的な支援はとっても必要なことだと思います。

そこで心のサポートができる事業がないかを調べてみました。東京都中央区では在宅高齢者介護者慰労事業の一環として、区内に6カ月以上居住し、要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、日常、在宅で介護している方に、食事券、

マッサージ券、旅行券の中から、希望により1万円分を単位として、合計3万円分を限度に、年1回支給され、こういう事業をされています。在宅介護をされている方に、町独自のサービスをされていますか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 介護保険制度のそのものにつきましては、冒頭でも申し上げましたけれども、要介護者を社会全体で支えていこうという、新たな取り組みとしてできました。したがって、特にその高齢者等を介護している家族の身体的、あるいは精神的な負担を、とにかく軽減を図っていこうというのが、大きな目的で、この制度が始まりました。当初の段階では在宅高齢者のそういった医療事業もですね、住民税の非課税世帯等々含めてですね、実施をされておりましたけれども、平成18年度で国、県の補助事業でございます介護予防や、あるいは生活支援事業、そういう中の、それまでは家族介護医療事業として多くの市町村で行われてきておりましたけれども、先ほど言いました平成18年の改正介護保険法によりましてですね、こういったことが保険制度外になりまして、いわゆる町、あるいは市単独で行う事業というふうに分かれてしまいました。

で、明和町は、じゃずっとやってきたのかと申しますと、当初の段階からですね、その事業は取り入れてはおりませんでした。現在ですね、いわゆる非課税世帯で、この一定の基準となります要介護が4、5、1年間利用なしということの対象者をこう調べますと、実は全部入院をされておりました、実際には該当がないというのが、明和町の今の実態でございます。

したがって、これからですね、近隣市町いろいろやっているところもあるというふうには聞いておりますけれども、町といたしましては、今まで実は介護教室とかですね、介護をする方を対象に、日帰りの研修とかですね、そういったものの事業は行ってきたときはございますけれども、今現在では家族介護教室という形の中で、介護をされる家族の方の色々なお話を聞かさせていただく、そういう場をですね、今持っているということで、ご理解をいただきたいと思います。したがって、新たな介護保険の計画の中にもですね、こういったものについて

ては、一応組み込んでおきませんので、よろしくご理解をいただきたいと思
います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 組み込まれてない。町として独自でやっていただきたい
というのが、私の本音なんです。介護されてみえる方、精神的にも肉体的にも
ストレスを抱えてみえると思うんです。私の提案なんです。月に1回ぐらいシ
ョートステイの券を配付されて、リフレッシュできるようなサービスができない
のかなという、自分の思いがあります。この点も前向きに検討お願いして、皆で、
地域で支えていくことが大切になっていくと思いますので、その点、よろしくお
願いいたします。

次に、高齢化による要介護認定者の増加に伴い、ケアなどを行う専門スタッフ
の育成について、お尋ねいたします。現在の雇用失業情勢は依然として厳しい状
況にありますが、その一方で介護、福祉職場では求人があるにもかかわらず、求
職者が少ないという状況が続いています。当該分野の資格取得を支援するため、
ホームヘルパー2級の資格を取得しようとする方への費用の一部助成事業、町
として、このような取り組みをする姿勢はありますか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほどヘルパー2級の資格取得への助成ということで、ご
質問をいただきました。町ではですね、実は平成12年から15年度まで、ヘルパー
の養成に対する助成を行ってきました。これはですね、実は当初の段階ではなか
なか介護保険制度のそのマンパワーと申しますか、担い手が十分でなかったと、
したがって、行政としてもですね、何とかそういった人材、マンパワーを養成し
ていく必要があったために、3年間にわたってその養成を行いました。しかしで
すね、その養成を行ってヘルパーの資格を取っていただいたんですけれども、そ
の方々が、いわゆるその事業所にそのまま就職をしていただくと、実施をした意

義があったわけでありましてけれども、なかなか就職というか、介護職場への定着と申しますか、そういうものがほとんどなかったということもございまして、町として養成をしていく意義がですね、なくなったということで、補助、平成15年以降は実施をしておりません。

隣のJAさんも含めてですね、色々とそういったところの手立ては考えていただいておりますが、しかしながら、先ほどのお話の部分の中では、今現在ではですね、例えばハローワークの教育訓練給付制度による補助もございまして、三重県の社会福祉協議会が年3回、離職者を対象にですね、無料でホームヘルパーの養成講習を行っておりますので、町としてはですね、町独自でやるのではなく、こういった機関できちっと養成講座が行われておりますので、そちらへの紹介をさせていただくということで、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 12年から15年まで3年間にわたってされていたということなんですが、職場への定着がなかった。それ離職者が多いということに対しては、その賃金が安いということもあるでしょうし、お仕事がきついということもあるでしょうし、色々な理由があつてのことだとは思いますが。

そしたら違う観点から、ごめんなさい言わせていただきますが、介護予防の観点から言わせていただきます。介護している方皆さんが、いざというときに困らないための、「あわてず行動できる知識を身に付ける場所、安心して介護ができるような、誰でも参加できる勉強の場」そんな事業に取り組んでいただきたいと思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 高齢者の家族を抱える方々に対して、いざというときにとりい部分のお話だというふうに思います。これは介護予防事業の中でですね、そ

ういった高齢者の介護、あるいは我々としては認知症サポーターの養成ということですね、いろんな機会を通じて、そういった高齢者介護の問題をアピールというんですか、啓発をしてまいりたいと思いますので、特に取り組みの主体的な部分につきましては介護予防を中心に、これからご要望に応じていくよう努力していきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 要望に応じていただけるように強く要望、よろしくお願いたします。

次に、介護支援ボランティアのポイント制度導入についてお聞きいたします。元気な65歳以上の方が介護のお手伝いをして、ポイントを稼ぐ「介護支援ボランティア制度」を導入し、介護予防と地域貢献、そして介護保険の軽減に結びつけるのが、このポイント制度です。制度の目的は、高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを奨励支援し、社会参加活動を通じた高齢者自身の健康増進を図り、これにより地域で活躍する元気な高齢者が増え、いきいきとしたまちづくりにつながることが期待される等です。この介護支援ボランティアのポイント制度導入を町としてどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 介護支援のポイント制度ということでございますが、このお話はいろんな方から実はいただきます。元気なうちにいろんなボランティア活動をやって、それをポイント制にさせていただいて、自分が逆にそういう立場になったときに、遠慮なくいろんなサービスを受けられる、そういう制度の仕組みができないかというお話もですね、たくさんいただいております。

ただ、こういったポイント制度はですね、それぞれの市町でいろんなさまざま取り組みがなされております。何ポイントか積むとですね、それを例えば商品券

なり何なり、地域券に替えてというようなところも、実はございます。したがって、皆さん方が気軽にこういうボランティア活動、そしていろんなさまざまな地域活動をですね、参加できる、1つのきっかけづくりにもなるのかなというふうな思いもしておりますので、我々としても今年ですね、高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業計画に載せさせていただく中でですね、具体的な中身について今後検討をしていきたいなど、そのように思います。さまざまな取り組みが全国で行われておりますので、町としてもそれらを参考に制度化できればと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございませんか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 今年、高齢者福祉計画の中に取り組んでいただけたということは、とても評価されることだと思っております。よろしくお願いいたします。

我が町、明和町にも元気な高齢者の方がたくさんお見えになります。この活動を通して、高齢者の方が地域や人とのつながりを深め、いつまでも住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていただける、こういう制度ができれば素晴らしいことです。人は一人では生きていけない。これからは家族、地域で皆で支え合っていくことが、とても大切になってきます。どうか他の市町村に遅れをとらず、1日も早く取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

最後に人は人とのかかわりの中で、自らの求めるものが充足されたとき幸福を感じます。幸福とは誰かに与えるものではなく、自らも求める何かが実現されたときに得られるものです。また人の役に立つということも幸福を感じる、とても大きな要素です。そこで町長にお尋ねいたします。高齢者の皆様が福祉、介護等々を含め、幸福と実感するときはどのようなときか、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 高齢者の方がですね、幸せと感じるということについては、

さまざまであろうというふうに思います。実は毎年9月の段階で、高齢者の方々を慰問させていただきます。その中でいつもお話をいただきますのは、家族に囲まれて、子ども、あるいはお孫さんに囲まれてですね、毎日が暮らせる、これが一番幸せだというふうにお話をお聞かせをいただきます。私もそのように思います。最期までお家の中で家族に囲まれて天寿を全うすること、これが一番幸せではないかと、そのように考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問はございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） ありがとうございます。これからの明和町を幸福を実感する町のトップを目指していただきますことを心より願ひまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

11番 田 邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 次に、2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、福祉施策についてと、私たちの暮らしを守るための2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願ひます。

○11番（田邊ひとみ） 通告に従ひまして、一般質問を行います。よろしく願ひします。

3月11日の大震災より1年という月日が経過をいたしました。改めまして、被害に遭われ命を失われました皆様方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、今なお災害復旧や被災地での過酷な生活を送られていらっしゃる皆様におかれましても、1日でも早く、通常の生活が取り戻せますように、社会全体を動かしていくことで願ひ、実現させていくことを望みたいと思います。

これまでの明和町の福祉施策におかれましては、かねてからの町長の福祉に対する強いお考えもあっての住民の声を聞き入れた温かい施策であると、そのような高い評価も町内外の関係各所より耳にしております。この評価は明和町で暮らす一住民といたしまして、私も胸を張れることであると思っております。また、町職員の皆様や介護、医療関係の皆様、ボランティア等で活躍なさっている町民の皆様の惜しみない働きにもよるところであると思っております。町長、どうかこの姿勢を今後もずっと貫かれ、住民の皆さんとともに、より一層の温かい施策を続けていかれますよう、一言申し上げさせていただきます。そしてこのことにつきまして、町長、まずは一言お気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田邊ひとみ議員の福祉施策の私の気持ちということで、お尋ねがございました。私も本格的に福祉に直面をいたしましたのは、今から20数年前、役場で福祉厚生課長を拝命したときでございます。そのときに、いわゆる障がい者の皆さん方と色々とお話をする機会がございました。その中で特に障がいを持つ親御さんのお話の中で、「この子より先に死ねない」というお言葉をいただきました。兄貴や妹に任せられるわけではない。しかし、私もいつまでも生きていけるわけではない。この子がこの地域社会の中で立派にこう生活していける、そういう環境づくりを何とか、その当時は課長でしたけれども、「課長頼みますんな」という、そういうお言葉をいただき、私もあっそれはそうだなと、何とか自分の力でできる限りのことを一生懸命やろうと、そのときに初めて、この福祉というものに立ち向かうことができました。したがって、今の気持ちとしましてもですね、そのことを忘れずに福祉施策の充実に邁進してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） ただいま町長の気持ちを聞かせていただきました。しっか

りとその強い思い、持ち続けていただきたいと思います。

ではまず、この福祉施策の分野で介護保険事業に関する質問をさせていただきたいと思います。先ほどの綿民議員も介護保険に関しての質問でしたが、それ以外にもお聞きしたい点、特に私は施設利用関係の質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

昨年6月の法改正のもと、第5期事業計画が進められておりますが、私が一番懸念をしておりましたことは、この次期事業において介護予防日常生活支援総合事業、これを明和町が行うのかどうかということでした。この事業を行うと要支援1、2の人のサービスが、介護保険の指定サービスではなくなるということにより、人員、設備、運営などにおいて不十分な面が出てくる可能性があり、利用する人に十分なサービスができなくなるのではないかと、このような心配の思いがありました。明和町ではこの総合事業は導入をせず、今までの介護保険での事業を進めていくというお話を聞かせてもらっております。確認をしますが、要支援1、2の人も介護保険の中で、これまでどおり予防給付サービスが利用できるということによろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内の総合事業を導入しますとですね、要介護認定で要支援等非該当という形の中ですね、いわゆる対象者の人が、その都度その都度判定の時期に入れ替わってしまうという、そういう事態も正直なところはお見受け、想定されるのではないかと、そのように思います。非該当から要支援、そしてというふうに順番という大変なんですけれども、そういう形で流れていく場合は、こう切れ目なくサービスが実施できるという形の中ではいいのかなというふうには思いますが、そういう切り替わりの部分が非常に今後ですね、このアセスメントや、あるいはケアプランを作成していかなければならない。その都度その都度こう大変な作業が実は出てまいります。

したがいまして、我々としましてはですね、今のところは一体的にサービスを従来どおりやっていったほうがいいのではないかというふうには考えております

ので、今度のこの第5期の介護保険事業計画の中では、そういったことは導入せずにですね、要支援の方、この方については従来どおりの介護予防サービスという形の中でですね、利用していただいたほうが、受ける側にとって非常に何と云うのですか、煩わしさが無いのではないかと、そのように考えておりますので、我々としては介護予防サービスの中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 介護を受ける側の人間としましても、そちらのほうが安心して介護を受けていけるとお思いますので、是非ともそのように進めていっていただきたいとお思います。

2000年4月より始まった介護保険制度です。介護サービスの総量や種類は増えておりますが、必要なサービスが受けたくても受けられないというケースもあるということをお耳にしております。全国的に見ますと支給限度額の6割弱しかサービスが使われていないというデータも出ております。私が懸念をしておりますのは、果たして皆さんが本当に自分の望むだけの介護サービスを受けているのかどうか、お金の不安からサービスを抑制しているのではないかと、そのような部分なのです。平成23年高齢者介護に関する調査結果報告書という資料がございます。この資料を見ますと、要介護認定を受けていない65歳以上の皆さんの中で、介護認定を受けず家族の介護や介助を受けている人と、何らかの介護や介助が必要だが現在は受けていないと、このように答えた方を合わせますと10.5%、1割強の方、これらの方々が介護保険を利用していない。これはなぜ認定を受けたり、介護保険を利用されていないのでしょうかという疑問が出てきます。

そしてこの調査の中に、あなたの年金の種類はという項目の問いには、国民年金が47.5%、約半数の人が国民年金であり、現在の暮らしの経済的状況はの問いに対しては、苦しい、やや苦しいを合わせて54.6%、半数以上の方が生活が苦し

いと訴えていらっしゃる。また、この調査の中には自由意見の項目があり、皆さんのご意見が書かれております。その後、意見をじっくりと読ませていただきましたが、何らかの金銭的不安、例えば保険料が高い、サービスや施設の利用料が高くて生活に影響したり、サービスを控えているなど、さまざまな不安や不満の声があり、約3割の方が金銭的不安を訴えているということを目の当たりにいたしました。やはりお金の負担が重荷で、介護サービスを自ら抑制していらっしゃる方が少なからずお見えになるのではないかと、そのようなことを思いました。

今、明和町ではこのようなケース、介護認定者とサービス受給者との数字の差の中の実態など、これらを把握していらっしゃいますか。何らかの数字的なデータ、実情の事例報告などありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 介護認定の実態ということでございますので、後ほど長寿健康課長のほうから答弁をさせていただきますが、介護認定を受けずにですね、家族介護を受けている人の中には、軽度の方や人の世話にはなりたくないというような方も、実はお見えになりましてですね、実際の認定と、それからそのサービスには差があるというふうには認識をしております。その中身についてはですね、長寿健康課長のほうから少し答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 介護認定者数とサービス受給者数の差ですけども、住宅改修や福祉用具の購入をするためにだけ認定を受ける方が見えます。また入院中の方や医者に進められて、現在はサービスを受ける気はないんですけども、認定だけ受けるという方も見えます。本町の平成23年の4月から24年の1月までに、介護認定を受けている方の介護保険の利用率は86.35%になります。また負担限度額に対する利用率は、本年1月の利用状況によりまして56%になっております。また、一方ケアマネージャーに話を聞きますと、お金の負担が重荷でサービスを抑制されている方もいるというふうに聞いております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 今、ただいまの詳しいデータ教えていただきました。やはり金銭的不安で抑制をされている方も実際いらっしゃるということ、確かに聞かせていただきました。やはり誰もが平等に安心してサービスを受けられるというのが、社会保障だと思っております。松阪の方の松阪社会保障推進協議会の資料というのもあるんですけども、松阪市のほうでも65歳以上の高齢者の2割ぐらいしか介護サービスを受けていない実態がございます。数字として見えないところで、やはりこのような金銭的問題があったり、また保険料の滞納が発生したりと、そういう問題が起こっているのではないのでしょうか。この介護保険料が、今回この明和町では基準額で月額 830円の値上げと伺っております。給付費の増加や介護施設の増加などの見込みがあるということ、また、今回は基金の投入などの対応もされて、それでもなおの値上げということなんですが、年間1万円近い値上げというのは、年金生活の高齢者の負担限度を超えるものになるのではないかと思っております。暮らしを脅かすだけではなく、保険料の滞納者を増やすことにもつながると思っております。お尋ねをします。高齢者や家族が安心できる介護保険制度となるよう、明和町として何らかの取り組みをされるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今後の介護保険制度がよりよいものにとということでございますが、実はよく言われますように高福祉高負担というのが、これはどうしても避けられない状況でございます。今回、介護保険料そのものにつきましては、大幅な上昇を避けるためにですね、我々としましても基金を取り崩し投入をする。そしてまたよく言われておりますように、ご指摘もいただいておりますが、低所得者に対する対策ということで、今までの保険料の段階をさらに細かくし、いわゆる何らかの形での負担軽減が図れないか、そういうことも行いました。

したがいまして、今までより逆に保険料は下がる方も一部ではございますけれどもございます。そういった中でですね、我々としましては、その町内にあります福祉施設ですね、これが近くにあればどうしても利用をしてしまいます。利用すればするほど、いわゆる介護保険の給付費が上がってくるというところでございまして、正直なところはもう一定限度の部分での抑制がかけられるのであればですね、かけていきたいなというふうな思いもしておりますが、ただ、施設整備については町で云々というお話にはなりません。三重県のこの南勢地域の医療福祉計画の中で、こういった介護施設、あるいはデイサービスを含めてですが、いろんな施設が大枠決められてくるというふうに思っておりますので、そういった中で、これから我々としてはこの施設をですね、よりよくこう活用する中で、なるべく給付を抑えるような取り組み、つまり予防のほうにですね、やはりきちっと力を入れていかなければならんのかなと、そのような思いで今おりますので、今後も介護予防の推進をですね、重点的に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） よくわかりました。介護予防ということに力を入れる、これ本当に大切だと思います。私もそれ実感として感じております。ですが、住民の皆さんからの強い要望というのは、やはり安いお金で利用できる施設、それを充実してほしいと、そのような声が強く出ております。そういう部分でも、やはり金銭的なもの財源的なものあると思うんですけど、そういうのはやっぱり国のほうにもしっかり訴えていただきたいと思っております。

また、今回の軽減措置ということで10段階の所得段階別保険料率に改正されること、そういうことに対して、また高所得者の方に能力に応じた負担をお願いするということになっておりますけれど、これに対しましては応能負担の原則に沿って、当たり前の措置であると考えております。ですけれども、この10段階の軽

減策の中でもまだ負担が多い段階、特に第2段階の方とか、第6段階の方などには、まだもう少し改善の余地があるのではないかと、私考えております。

それとまた、私が求めておりますのはそれだけではなく、やはりこの減免制度の中に免除制度を取り入れる。また一般会計からの繰り入れなど、町独自の取り組みを行うということを求めたいと思うんですけれども、そういう部分ではいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 介護保険制度の趣旨から申しますと、会計制度そのものの中ですね、すべて完結をしていくというのが基本原則になろうかと思えます。したがって、一般会計から、また某を繰り出してというようなことは、ちょっと今のところ考えてはおりませんが、先ほどご指摘のあった点についてはですね、これから色々な介護保険事業計画の実施段階においてですね、さまざまな取り組みをやっていかなければならないというふうには考えておりますので、ご意見参考にですね、またこれから新たな取り組みという時点でですね、考えてまいりたいと思えますので、今日の時点でやります、やらないということは、少し差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 介護保険事業の中でということなんですけども、国会のほう、参議院のほうでの話では、国のほうは介護保険は委任事業であり、自治体の裁量に任される事業であるというような、そのような話も出てきております。できましたら町独自の色々な施策やっていただきたいと思いますと思っております。

介護保険法について、もう1点質問いたします。介護保険法とは別に、高齢者住まい法が改正をされました。従来の高齢者向けの賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅に一本化をされ、従来の高齢者向けの生活支援や安否確認などのサービスを備えた住宅の建設が推進されることになり、明和町内でも建設が進められるということです。こうした専用住宅の建設は高齢者のニーズに応えるものです

が、これを利用するためには家賃や食費、介護保険の自己負担などを合わせると、平均月20万円程度の負担となり、利用できる人が限られてしまうという現実があります。これの整備が民間任せになってしまえば、さまざまな問題が発生することも考えられます。NPOやボランティアとの協力を含め、十分な介護、医療の保障、買物、交通、防災などの確保、家賃補助制度なども組み合わせた低所得者対策などに自治体が責任を持つことがこれから必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほどのサービス付き高齢者住宅ということで、ご質問をいただきました。先日も町内にある高齢者住宅がオープンをしました。その中で施設を見学をさせていただきましたが、ご指摘のように月の家賃が大体16万円から17万円というようにお話でした。実際にお話をこう色々聞かさせていただきましたとですね、いわゆる年金生活者でも、ある程度の収入がないとなかなか利用ができないなというお話をさせていただいたところでございますが、この整備につきましてはですね、今のところ、そのお話ありました生活相談とか安否確認サービスということが、その提供が必須科目というような形の中で、県のほうで一定認可をいただくというか、そういう形になっております。審査をいただくという形になっております。その中でですね、これは1つは三重県さんのほうにおいてですね、高齢者居住安定確保計画というのを策定いただきまして、3年間ごとに県内の整備状況を見ながらですね、OKを出していく、そしてその目標量を定めていくという、そういうシステムに実はなっております。

で、大体どれぐらいかと、何でもかんでもかということではございませんで、高齢者人口の約3%を1つの目安として、整備目標を立ててみえるということでございます。したがって、県におきまして平成24年度から26年度までは大体2,550戸が一応整備目標ということをお聞かせをいただいております。したがって、市町村ごとにですね、どれだけのサービスというふうな決め方というのは、若干できないということでございますが、ご指摘ありましたように、

今後の高齢者対策としてですね、NPOやボランティア、そして近隣の医療関係含めて、そういうネットワーク的な取り組みをですね、これは必要に応じてやっ
ていかなければならないと、そのように考えておりますが、いずれにしましても、
高齢者対策それぞれにニーズが違うように思いますので、それらすべてをこう何
というのですか、対応できるというふうには考えておりませんが、なるべく
皆さん方のその支援に応えられるようにですね、施策として考えてまいりたい
と、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） この高齢者介護については、これからどんどんどんどん新
しい問題も出てくると思います。そういうことに対応、住民の皆さんや利用者
の方、高齢者の声をしっかり聞いていただいて、対応していただきたいと思
います。今ちょっと明和町で声が出ているのは、明和町内公衆トイレが少なく、
高齢者の方トイレが近いので、そういう利用できる施設もつくってほしいなど、
そういう声も出ております。そういう部分も聞いておいてください。

事業進めていかれる中において、高齢者施策が介護保険任せ、事業者任せとな
らないように、本当にそういう声を聞いたことをやっていただきたいと思
います。保険あって介護なしと言われる介護保険です。そういうこともあります、住民
のためになるそういう制度にしていきたいと思
います。

続きまして障がい者施策についての質問を行います。こちらも明和町障がい者
計画が策定され、新年度より実施されるということです。昨年、障害者基本法が
一部改正、障害者虐待防止法も成立をし、日本は社会的障壁を取り除き、すべ
ての人が共生する社会の実現に向かって動き始めましたが、先日2月の初め、障
がい者の生存権を脅かす悪法だとして廃止を求められた障害者自立支援法が廃止
ではなく、法改正に止められるという発表がされ、障がい者の皆さんが怒りの声
を上げているというニュースが走りました。障がい者と家族の願いはどうなるの
でしょうか。

私は昨年8月に、総合福祉部会が取りまとめました骨格提言を基にした、障がい者を保護の対象から権利の主体へと転換する、このことを理念とした法律を新たに制定すべきだと考えております。この提言には6つの目指す目標があります。1. 障がいのない市民、町民との平等と公平、2. 谷間や空白の解消、3. 格差の是正、4. 放置できない社会問題の解決、5. 本人のニーズに合った支援サービス、6. 安定した予算の確保、これが実現すれば国際基準から見ても恥ずかしくない障がい者施策が日本で展開されることとなります。明和町におかれましても、この6つの目標を是非とも実現させていただきたい。その思いを込めて質問させていただきます。

まず1点目、利用者負担について、資料を見させていただきますと、各種福祉サービスの利用料は原則が1割負担であります。所得に応じて上限設定がされており、負担が軽減されるシステムとなっております。大人の障がい者の場合、ほとんどの方が利用料ゼロという措置がとられておりますが、配偶者の所得によっても負担が生じるということです。また、障がい児、子どもさんの場合は保護者の所得によるということで、利用料が発生するということになっております。障がいとともに生きることを望んで生まれた人はどこにもおりません。特にゆとりのない子育て世帯への経済的負担は、たとえ100円でも重いものです。かつては自立支援法により応益負担が強いられ、それが皆さんの願いの声と運動によって、応能負担へと改められた経緯がございます。応能負担であっても、より一層の軽減措置をとること、所得区分認定も利用者本人を基本として配偶者を含まない。利用者負担は原則無償にする。この原則無償化というのは、内閣府が昨年まとめた提言にも盛り込まれていたものですが、今回、見送りになったという経過があります。これらのことについて、今の明和町のお考えはいかがでしょうか。独自の軽減策などお考えになる予定はございませんか。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 障害者自立支援法は色々な議論がございまして、特にご指摘ありました、その一部負担の部分がですね、この新しい制度ができたことによって云々というお話を、以前から随分といただいております。しかしながら、新しい制度の中で徐々にですが、定着しつつあるというのが今の実態かなというふうに思っておるところです。

で、町としましてはですね、町独自のというご指摘をいただきましたけれども、現在のところは福祉サービスの利用については、その障害者自立支援法に基づいてですね、やらざるを得ないというのが実態であろうかと思えます。で、ご案内のように、国のほうがこの自立支援法そのものを見直すという、そういう動きになってきておりますので、制度としてどのような形になるのか、まだ不透明ではございますけれども、我々としてはその動向をまずは見ていかなければならぬだろうと、そのように思いますし、その中でですね、独自の対応が可能であれば、何とか新たな施策として検討をしてみたいと、そのように思いますので、とりあえず障がい者の方ですね、毎日の日々の生活が困らないような形の中での対応策をですね、考えてみたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 町長のお話よくわかりました。まだこの障がい者福祉の関連は国のほうも流動的に動いているという部分がありますので、それをしっかり見据えて対応していただきたいと思えます。

先ほどの高齢者と同じなんですけれども、この障がい者のサービス利用なんです、私が調べた資料によりますと、やはり日本の障がい者の約1割の人しか福祉サービスを利用していないというデータが出ております。そして明和町でもやはり同じような数字となっております。これにはどのような理由が考えられるでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 障がい者のサービス利用についてはですね、色々あるか
と思います。手帳を持っているけれども実際にはその種類によってということの
中ではですね、サービスを利用してないという方もお見えになりますので、この
中身につきましてですね、福祉子育て課長のほうから、少し詳細について説明を
させていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 障がい者の福祉サービスを受けてみえる方は、
介護給付と言われる居宅介護とか、それから生活介護とか、そういうふうなもの
を受けてみえます。そしてまた訓練等給付というふうな形で、身体的、社会的な
リハビリテーションとか、就労につながるものとしてそういうふうな給付を受け
てみえる方で、就労移行支援というふうな形で、ありんこでも実施するんですけ
れども、そういうふうなサービスを受けてみえます。それがすべての方が受けら
れるわけではなくて、必要な方が必要な、障がいに応じて受けてみえるんですけ
れども、例えば福祉サービスのほかに、先ほど言わせていただいた介護給付と
か、それから訓練等給付のほかに車椅子だとか、義足などの補装具、それからス
トマなどの日常生活用具などの給付も受けてみえる方もお見えです。

で、また心臓のペースメーカーなどを埋め込むという、厚生医療になるんです
が、そういうのも福祉サービスの中で必要とする方は受けておられます。で、身
体障害者手帳とか養育手帳、それから精神障がい者の保健福祉手帳を所持してみ
える方が、23年の4月1日現在で、資料にもあります1,075人となっております。
で、12月の末現在において117名というのが、福祉サービスの受給者証を発行し
ている方です。所持者となります。このように福祉サービスである介護給付や訓
練等給付が必要な方は、ご本人、または医療機関などの関係機関と連絡をとりな
がら、必要とするサービスを適正に町では給付しております。

また、先ほどの心臓のペースメーカーのように一旦埋め込んでしまえば、その
後、身障手帳はお持ちですけれども、健常者と同じような生活のできる方もお見
えですので、そういうふうなこともあって、福祉サービスを受けていない方が多

いとおっしゃられましたけれども、障がいの状態によっては常時それぞれのサービスが必要でない場合もあるし、または受けるに至らない場合も多く見られるので、このような数値になっていると思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 説明を聞かせていただきまして、よくわかりました。障がいの方の障がいには色々程度があり、サービスを必要としない程度の方もたくさんいらっしゃると、そのことは十分理解しております。でもまだ家族介護からの脱却ができていないとか、社会的にまだ障がいというものが認知されていなくて、社会的接触が少なくなっているのではないとか、またサービスの情報が行き渡っていないとか、そういうようなさまざまな要因があるのではないかと私は考えております。また、やはり利用料の負担、これも一因になっているのではないかと考えております。そういう部分も含めまして、これからの明和町の計画、方針など、ありましたらちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） いわゆる必要なサービスが必要なときに、きちっと受けられる体制づくりという、そういうお話だというふうに思います。先ほどもお話ありましたように、その障がい者の障がいを持つ方々のその形態と申しますか、状態はですね、さまざまですので、なるべくですね、その個々のニーズに合ったような情報収集をまず我々としては正確に得ることを、これをまず心がけてまいりたいと、そのように思います。

したがいまして、障害者生活支援センターというのがございますので、そこを中心に、特にどうしても障がいということになれば医療関係との連携が必要になってきますので、医療等のその関係機関との連携をこう密にしながらですね、それと訪問活動と申しますか、相談活動をですね、やっぱり充実していく必要があるというふうに思います。したがいまして、身近なところでの相談窓口のほうを

充実させていく、そしていろんな情報を提供していく、その中で必要なサービスを受けられる体制をですね、コーディネートしていきたいなど、そのように思いますので、ダイレクトにこれがどう、あれがどうという答えにはならないかもわかりませんが、まずはそういった相談支援体制をですね、充実させていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 続きまして、今後行われる事業の内容について質問します。

まず、新たな支援として新設をされる保育所と訪問支援について、この支援は保育所などに通う障がいのあるお子さんなどが、集団生活に適用できるよう専門的な支援を必要とする場合に、事業所の専門家などが訪問して支援をするという事業なんですけれども、明和町ではこれらについて何かの取り組みはあるのでしょうか。保育士や支援員の適正配置や巡回相談などの強化は計画で出されておりましたが、この支援に関してはちょっと計画の中で見えなかったので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この保育所等訪問支援事業につきましては、福祉サービスの1つという形の中で、今年の4月から新たにスタートをするという、そういう中身でございますが、これは実は町が行うということではなしに、このサービス事業者がですね、他の福祉サービスと同様に、こう必要とする保護者の方、これがですね、この事業者を選択をして、そしてそのサービスを利用するという、契約に基づいてやるということでございますので、少しちょっと具体的な中身がまだ十分に熟知されていないというのが実態かなと、そのように思います。

で、特にこの指定基準を満たした事業所というのがですね、どんな形なのかというのもちょっと今、不明確な点もございますけれども、そういったところが障がい児を含むこう集団生活、いわゆる私どもの保育所であるとかですね、そういった児童施設等を事業者のほうから訪問していただいて、そしてこう色々アドバ

イスを受けるといふ部分でございますので、我々としては、そういう保育所とかそういうのにも障がいを持つ子どもさんもお見えになりますので、保育士がすべて賄えるかと、そうではございませんので、もしこのサービスがもう少し充実したのになってくればですね、当然、こう派遣を受けて一緒になってその子どもさんたちのこのケアというのですか、そういうものにあたっていける、そういう体制はきちっと確立していきたいなと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 説明いただきよくわかりました。この事業は事業所と利用者さんとが契約を結ぶということで、良い面もたくさんあると思うんですけども、その園の中に事業所の人間が入り込む、そういう面での不安の声とかも上がっております。また障がい者とは診断されていないけれども、集団生活が難しく、丁寧なかかわりを必要とする、気になる子どもという存在があるそうなんですけれども、この訪問所支援では、この気になる子どもさんへの支援や保育へのアドバイスということが、全く触れられていないという部分があるそうなんです。そういうことの実情も踏まえられまして、明和町としてはしっかりと支援をしていただき、現在、行われている巡回指導などが撤退をしたり、手薄になったりとか、そういうことが絶対ないように進めていっていただきたいと思っております。

あと要望というか、提案なんですけれども、現行の制度では障がい者が65歳以上になりますと、介護保険のほうが優先的に適用されて、新たな費用負担が生じると、そういうことになっていると耳にしております。これも今後しっかりと見ていかなければいけない問題だと思っております。65歳を過ぎても年齢により障がいや生活の不便さは区別されることはないと思っております。高齢の障がい者に対するサービスをこれからどうしていくのか、これも真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

また、今、伊勢市とかで取り組んでいる地域若者サポートステーション、自治

体とかNPOなどが協力し合って、若者や障がい者の社会参加を手伝うものなんですけれども、こういう活動に対しても明和町でも積極的に乗り出してほしいと思います。また、学校を卒業し、社会に出た青年期の障がい者の居場所づくりに関しましても、今後の取り組みを期待したいと思っております。町内でも何らかの取り組みが始まっているということも、すでに聞いております。その取り組みが大きく成長していくことを期待しつつ、これからの明和町の方向性、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 障がい者の方が65歳以上になると介護保険が優先的に適用されるということですが、介護保険のほうですべてがこう賄えるということでは、実はどうもなさそうでありますので、我々としてはやはりベースは介護保険に相成りますけれども、やはり障がいのその程度、あるいは種類に応じたサービスというのは、この障がい者福祉のほうのサービスをですね、やっぱりきちっと提供していかなければならない。ですから、介護保険プラス障がい者という形の中でですね、それぞれの該当者に対して適切な支援をしてまいりたいと、そのような思いでございますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから障がい者の社会参加や居場所づくりという視点で、伊勢市の例をお聞かせをいただきました。それぞれの地域でね、いろんな方が生活をするわけありますので、我々としてもそれぞれの地域でその方がやっぱり自立していける、そういう社会参加と申しますか、仕組みをですね、やはりきちっと進めていかなければならないと、そのように思っております。

で、特に中心になるのは障害者生活支援センター、ここにおいてですね、当事者とか保護者とか、また支援者の方々とか、いろんな方々とのその意見交換をしながらですね、その対応というのをやっぱりきちっと図っていききたいと、そのように思います。その中でやはり我々として支援いただきたいのは、逆に言うとボランティアや、あるいはNPOや色々な方々のこの社会資源と申しますか、そういったものをですね、積極的に取り入れていく、そういった方策もですね、今後

は考えていかなきゃならんかな、またそういうためのボランティアや、あるいはNPOの育成というのについてもですね、考えていかなきゃならんのかなと、そのように今思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 続きまして福祉施策最後の質問をします。

これは何人かの住民の方々の声を代わりにここでお伝えするものです。少子化対策や子育て支援が叫ばれている昨今、全国の自治体では個性的な取り組みがなされております。長野県の阿南町の場合ですと、出産祝い金やチャイルドシートの購入補助など、東京都でも各区で色々な取り組みがなされております。町内のこれから子どもを産み育てていこうとする方々や、おじいちゃん、おばあちゃんたちから、明和町でも何かこういう支援をやってくれたら嬉しいのに、それやったらこれからもどんどん子育てがんばれるわ、頼むでというような声が上がっております。どうでしょうか、こういう住民の皆さんの声に応えて、これからの子育てを応援していく何かをやられるというお考えはありませんでしょうか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 少子化対策という形の中ではですね、1つは、いわゆる未婚とかですね、晩婚化というのが、やはり明和町でも顕著に現れてきております。以前は二十歳前後で結婚される方が、もう20代後半でということがあります。そうすると必然的に子どもさんの生まれる、産もうとするのがですね、1人、2人というところで終わってしまっているというのが今の実態かなと、そのように考えてます。以前は学校で言いますと、1クラス 300人近くいたのがですね、今、1クラス 200人前後というような形の中で、減少しているというのが現実の話かなと、そのように思います。

したがいまして、まず何とか早く結婚してというのは変な話なんですけども、

そういう結婚の機会というのをですね、以前にも議員さんのほうからもご指摘をいただいて、そういう場づくりも、少子化対策の1つとして考えていかなきゃならんのと違うんかという、そんなご指摘も実はいただいております。町としてはですね、そこのところは別として、やはり子どもさんが生まれた、また生まれる段階からですね、やはりきちっとした子育てをしていく、その取り組みをですね、やはり充実していかなければならんということで、例えば生まれる前には子どもができた時点では、パパママ教室とかいうのを開催していただいて、子育てとはどういうものやという、その不安に思う部分の、その精神的な負担の軽減を図っていくとか、そういった取り組みをさせていただいておりますし、子どもが生まれたら生まれたでってという部分の中では、健診はもとよりですね、子育てに対するその相談体制、そういったものを充実していくという、お日さま広場とか、そういうのもつくりながらですね、子育てを、いわゆる保護者だけに任せていくんではなしに、一緒になってその育てていく、そういう体制をつくっていかねばならないかなと、そのように思います。

で、そういった我々ができる要請とともにですね、いわゆる給付を厚くせよという意味だというふうに思います。出産すれば某のお金、あるいはそういったお祝い事も含めてですね、せよというのが、上積みをして、生むことを、こう何とこのか側面から支援していけという、そういうお話だというふうに思います。いろんな取り組みが全国で行われておりますので、我々としても何とかですね、明和町も先ほど言いましたように、出生の子どもさんの数が段々段々減ってきておりますので、そういう意味では何とか生み育ててもらえるような環境づくり、その一助として、そういった金銭的な給付もですね、考えていかなければならんのかなと、そのような思いでおりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 町長のお答え聞かせていただきました。子育て支援、それから特に婚活、これは私もすごく実感として感じておりますし、今、日本全国ニュースを見てもたくさんそういう情報、自治体が動いているというのも聞いておりますので、是非とも進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は私たちの暮らしを守るために、福島原発事故の放射能汚染が深刻になる中、明和町におかれましては放射線測定器の購入と計測を行う取り組みを率先して決められました。これは住民の安心安全第一という観点から高く評価されるものであります。

その放射線対策なのですが、文部科学省が全国の小中高生向けに、新しくつくった放射線教育の副読本というものがあります。これが来年度より学校の教材として使われるということでございます。この本のことなんですが、本の内容が原発事故を目の当たりにした子どもたちの不安や疑問に、ちゃんと答えるものとなっているのかどうか、その辺の不安の声が今上がっております。原発事故についての記述は少なく、あと放射線の基礎知識という本の内容について、事故の実態に触れていない。福島の事故を経験している危機感が全く感じられない。どこにも嘘は書いてないけれど、本当に大切なことが書かれていない。こういうような声が上がっております。

確かにこの本には放射線から身を守る術が書かれております。ですが、現実の事故ではスピーディーは本当に役にも立たず、正しい情報を住民に届きませんでした。身を守る術を教えられるだけでは不十分、何の役にも立たないじゃないかと、もうこの日曜日の色々なテレビを見ても私感じました。子どもたちを指導する先生からも、放射線のデメリットがあまり書かれていないことへの批判や、高校の先生のほうからは、学校教育法第51条に書かれている高校生の教育目標の1つである、健全な批判力を養うことができないのではないかという、そのような意見も出されております。教育長にお聞きをしたいと思います。この副読本なんですけれども、これはこの明和町の学校でも新学期より教材で使われるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、田邊議員からいろんな問題、この放射線教育ということで副読本が出たということではありますが、私どものほうに一部だけ届いております。これがそうなのでございますけども、放射線について考えてみようという、これは小学生のための放射線副読本という、全体全部についてはまだ送られてはきておりません。ただ、この放射線教育というものについては、現場では何それという感じだと思っております。教育というのは今現実には指導要領にも何も載っていない現実があります。昨日ですけども、各校長との話をしたときに、どんな問題があるんやという話をさせていただきました。今の小学校で原子力の発電の問題とか、そういうのは一切出てこない。今まで教科書は今年から変わりましたのですけども、発電の関係はもうエコですと、エコカーを方向を向いて原子力という言葉が出てこないような教科書の作成になってきているというのが現実でございました。

で、中学校では旧の教科書、来年度から変わるんですけども、その中でちょっと問題になってきておるのは、発電の仕方について水力、火力、それから原子力、それから自然という発電というのがあるんですけども、今現実には原子力発電は30%程度、日本ではされているんですが、今、全部休止しています。これ子どもらどういうふうに指導していこうかというのが、今、中学校の先生方の中で問題視されている。そのまま言っているのかどうかというのが、今、議論されているという状況の中でしか、その放射線という問題についての触れ方は、その出ていないのが現状です。

で、唐突にこの放射線について考えてみようという、この副読本が文科省から注文が来たというのが、今の現状ですけども、これを現場へ下ろしていく、多分現場へ下ろしてきて、使ってもいいですよという形にしなければならないだろうと、どこでその教材として、これを使用できる時間数が見出せるかどうかの問題が1つあります。だから決められた時間数の中で、学力いわないという形もどんどんやられている中で、現場へこれがポッと下りたときに、どんな使い方があるだろうとい

うのは、これからの検討課題になってきます。すぐに使うということには今のところはならないだろうというふうに思います。

ただ、議員さんおっしゃられたように嘘は書いてないです。それで基本的なことは書いてある。きちっとしてあるんですけども、今現実的に各小学校、中学校の校庭で明和町は初めて放射線測定をしました。で、公表をされました。この間の記録によると各校庭の放射線は0.08マイクロシーベルトから、0.18マイクロシーベルトの間に推移しているということが公表しました。しかし、エッそんなにあるんかという人もおります。ああ良かったなという人もおりますし、一体その放射線ということを我々自身が知識がないというのか、ないだろうと思います。この間の松阪ケーブルテレビで、町長が記者会見の内容出も出てきました。その中にその数値も出していただいた中で、何を基準にしてそれがいいか悪いか考えるんかというのと、胸部レントゲンで50マイクロシーベルトを出るようなレントゲンをしているんだということが、1つの判断材料になって、これも放映の中で出てきてました。それをやはりどっかで我々が知識がないものが得るということ、やはりしなければならぬだろうということが1つあります。で、それを基にして、やはり、いわゆる放射線の恐さを、我々は今現実に向き合っているわけですけども、福島原発で。それをこうきちっと抑える方法を考えなければならぬ。だからこの副読本が来たからすぐに使っていこうというわけではなくって、やはりこれを吟味して、どういう方向でそれを使っていくか、やはり学校現場と十分話し合いながら、使っていかなければならぬだろうというふうに思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 教育長のお話はよくわかりました。文科省のほうがつくられて、こちらへ下ろされてきたということなんですけれども、その学校の授業の中で時間が見出されるのかどうか、これもこれからの検討やということなんです

し、またその放射線に対しての正しい知識、これ私は本当に十分必要やと思えます。自然の中に放射線はたくさんあります。それとそういう放射線に対してのしっかりした知識、またその原発事故によるこの放射線の被害、そういうものはしっかりと子どもたちに教育をしていただきたいと思います。

そしてまた子どもの教育というのは、そういうことを学ぶことによって、正しい判断力を身に付ける、このことがもう一番大切やと思うておりますので、そういう指導はこれからもしっかりとしていていただきたいと思います、それを求めておきます。

この本のことなんですけれども、この文部科学省はこの副読本に対しまして、原発のことに関しましては、政府のエネルギー政策の方向性が決まった段階で検討するという答えを出しております。ということは原発を止めるのであれば原発の危険性を教える。原発を今後続けていくのであれば、また原発の安全神話をつくり上げると、そういうことになるのではないかと、私はそういう懸念をしております。もうこういうことでは順番が違うと思うし、意味もよく私はわかりません。今も廃炉にする方法すらわからない原発、チェルノブイリでも何十年も経ってもコンクリートで固めたままで放置をされて、現在ではそのコンクリートの劣化が問題となってきております。こういうことで命の危険を伴う問題が山積みになっている原発だからこそ、次の時代を担う子どもたちには、きちりとした教育、指導していただきたいと思います。

先日もこの明和町でも支援をしております、あの多賀城市も3月の8日には議会のほうで、放射能から子どもを守る対策を求める意見書、これが国に上げられております、全会一致で。そのようにして地元ではまだまだこれは大きな問題として取り上げられております。三重県は原発から離れているということなんですけれども、浜岡原発、これ今、電力会社が再開に向けての動き少し出てきているという話、耳にしております。そういう部分も含めてちょっと三重県明和町でもそういう部分はしっかり考えていただきたいと思います。

そして、実はちょっともう1つお話があるんですけど、この本のことで教育長

にお話を伺ったときに、教育長はこの本のことについて、明和町でどのような扱いになるか、本の存在すらもちょっとご存じなかったということがありました。これは事務的な手続きなのか、伝達段階での、私が聞いた時期が悪かったのか、そういうのはちょっと私判断はできませんですけども、私、その日のうちに文科省のほうと県の教育委員会のほうに電話をかけて確認をさせていただきましたら、明和町でもこの副読本を扱うという回答をいただきました。そういうことがありまして、1つ思うことは、前にも明和町入札関係でも伝達事項の不備というものがあったということで、私ちょっと心配な思いを抱いております。学校や教育課や教育委員会のつながり、本当これは大丈夫なんだろうという思いがあります。明和町の教育行政方針に書かれておりますけれども、命の大切さや防災教育、社会の変化に対応する、そういうことを教育の充実として上げておられます。もうこれ本当に大切なことやと思います。今回のこの副読本のこと、本当に小さなことかも知れませんが、こういう小さなことの積み重ねが子どもの育ちへつながっていくと、私そのように考えております。

少しお聞きをしたいんですけども、教育委員会はこの県からこの副読本の連絡を受けたあとに、本の中身をきちんと協議をしたうえで、各学校に対しての対応をとられたのかどうか、その経緯や結果を、また教育長のほうに報告をどのようにされたのでしょうか。そのような部分の説明をまだきちんと受けておりませんので、できましたら今この場で、その経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。ただいまの副読本のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

この副読本の必要部数の調査という形で、県の教育委員会から実は昨年11月9日付けで、三重県教育委員会事務局の小中学校室から担当課長あての事務連絡メールという形でメールで配信をされてきました。それで放射線等に関する副読本ということで、平成24年度使用分の配付希望部数に関する調査についてというメールでございました。課長あての事務連絡のメールでありましたし、24年度分

の使用分という形で送られてきましたので、その段階におきましては、私は教育長には報告せずに、事務処理という形の中で、各学校のほうにですね、下ろさせていただきました。

で、結果としまして、教育長申し上げましたように、この一部見本という形で送られておりますが、その希望部数については3月末日というのか、3月末までにその希望部数が学校に届けられるということでございます。ただ、教育長申し上げましたように、その後、校長会等で話し合いをさせていただきまして、その使用につきましては、各そういう校長会等で話し合いながら、今後検討していくという形になっております。ですので、11月9日にメールが配信された段階では課長あてでしたので、事務連絡文科省からということでしたので、私ちょっと教育長には報告をしておりませんでした。そのメールの紹介の中では、そのことについては詳しくは文部科学省のホームページで紹介をされていますというような添え書きで、その段階では現物も届けられておりませんでしたので、24年度からの課題かなという形で受け止めをさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 経緯の説明はいただきました。11月9日から連絡があったということで、私もこれ秋にこの副読本がつくられるということで、インターネット上などで見本などが提示されて、その原発問題に関心のある方々から、大変大きな問題になっているということで、私は関心を持っておりました。そういう中で事務的に連絡されたということで、そういう部分に関してやはり子どもの教育、特にこの放射線というところのデリケートな部分、それやはりもう少し連絡段階で検討していただけたら良かったなど、私考えております。

でまた、すべてのことに言えると思いますが、協議伝達についてはきちんとした体制をとっていただきたいと思います。特にこのことは役場全体にも言えると

私は考えております。今後、しっかりと見直しを行っていただきたいと思います。新年度より機構改革で新しい課も設置をされます。住民の声をしっかりと受け止めるよう、その役場の取り組みに対して、私たち住民は大きな期待を持っております。是非とも期待に応える明和町になるようにしていただきたいと思います。

もう1点ちょっと言いたいのは、私が文科省や県の教育委員会に問い合わせをしました時、そこでの回答が文科省のほうは、この本は皆さんの要望があったので、それに応えて作成をただけであって、国がどうしようとかいうのではなく、各県の教育委員会の判断で使っていただきたい。だから扱いはそちら県のほうで聞いてくださいと言われました。で、県の教育委員会のほうからも、国からこんな本ができましたとの連絡を受けて、同じように各自治体に連絡をして要望を受けて、集計をして、また国へ上げるだけなんで、この本の扱いは各自治体の教育委員会に聞いてくださいって、そういうような返事が返ってきました。明和町さんから要求は来てますよと、年度末に配付しますと、そのような返事をいただきました。何かこういう対応を聞いておりますと、すべて責任は地方です。私たちは関係ないんですというようなニュアンスの対応でした。こういうことにも関しまして、私はこの放射線対策というの、国も県も責任をとりたくないような副読本なんじゃないかと、そういうような心配もしております。そういう部分もちょっとありますので、これからも丁寧な対応をしていただきたいと思います。その部分に対して、最後にちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） この件につきまして、私が田邊議員から質問された時に、そういうのは来てないというような回答をしたということは、大変連絡の不備であった。ただ、その事務的なことについては、課長が専任でやっておりますので、その責任については課長を責めるわけにはいけないんだろうと思うんです。ただ、文科省もそういう、ある程度議員に対しての無責任な発言やと思いますし、県は取り次いだだけやと、そうするとすべてが自治体の、その我々市町村の教育委員会に任されていくんやという流れの中があると思うんですけども、私、月1回程

度の市町の教育長会議がございますので、そこら辺で、またそういう形については質していきたいと、したいというふうに思っています。やはりこうきちっと来たやつを、やはり今現実的に問題になっていることですので、真摯にとらまえながら現場のほうとも相談し、検討していきたいというふうには思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 私は反対に各自治体に責任を持っていくということはチャンスやと思っています。明和町独自でしっかりと放射線測定器も率先して買われて、そういう取り組みをされているということで、明和町独自でしっかりと子どもたちの教育していただきたいと、そういうことを要求していきたいと思います。

ちょっと時間もありませんので、これを最後の質問にしたいと思います。消費税増税の話です。社会保障税一体改革ということで、政界のほうも何かと混乱をしておりますが、消費税の増税、この計画が今、大きな問題となっております。野田首相はどうしてもこの増税は避けられないと言っておりますが、これに対して国民から強い批判と不安の声が広がっております。明和町内におきましても同様で、新年に行われた商工会の賀詞交換会の挨拶におきましても、消費税増税に対する懸念の言葉が出されておりました。国や地方自治体の財源を確保することは確かに急務であります。しかし、その手段を消費税に頼るという考えはいかなもののでしょうか。消費税は所得の低い人に重くのしかかる最悪の不公平税制だと考えております。私たちの生活を直撃する問題ですし、当然ながら震災復興一番の願いとして頑張っていらっしゃる被災された地域の皆さんにも、この税金は大きな負担としてのしかかってきます。また明和町の財政にも同じことが言えます。町が行う事業に対しての支払に消費税はどれぐらいかかるのでしょうか。かなりの影響が出るのではないかと心配しております。明和町としてのお考えを伺いたいと思います。今の税制改革、消費税大增税に対しての明和町としての考え

はいかがなものでしょうか。大きな括りでかまいませんのでお聞かせをください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 消費税そのものについては、今、国が色々と国会の中でも議論がされております。この消費税、いわゆる高齢者3経費（年金、医療、介護）に現在は充当しておるところでございますけれども、それにプラス少子化に向け充当していかなければならないという、そういうことの中での財源不足、それが消費税という形でございます。

ちなみに明和町ではどうなのかというお話もあろうかと思えます。ザクッとした計算でございますが、もし消費税が10%上がるとするならばですね、町財政に与える影響ということで、若干試算をしてみました。それによりますと物件費とか、維持補修費とか、いわゆる普通建設事業費、そういったもののトータルが、この平成24年度の予算を合わせますと、大体15億円ぐらいございます。で、それが今5%で計算しますと7,528万円程度に相成ります。で、しかしですね、この消費税が消費税交付金が、この22年度決算額ベースでいきますと、およそ単純計算ですけども、2億3,000万円ぐらいあります。で、今回、今のところ1%が地方にくる部分なんです、新しい制度の中では2.2%という形です。したがって、今年22年度ベースですが、地方消費税交付金が大体ザッと2億円ございます。したがって、新たに消費税が10%に引き上げられた場合に、地方消費税率が2.2%、金額に直しますと大体4億2,000万円ぐらいに相成ります。で、したがって、従来の部分と差し引きしますと、2億3,000万円ぐらいの消費税の増に実は相成りますが、先ほど申し上げましたように逆算していきますと、2億3,000万円の増になりますが、7,500万円消費税払っていかんなんということに相成ります。

しかしながら、その2億3,000万円はですね、実はその地方交付税を計算されるときに、75%基準財政収入額に算入をされます。したがって、逆にいうと普通交付税がですね、1億7,000万円ぐらい減額になってきます。したがって、これらをトータルしますとですね、約5千数百万円しか、町としては財源の増に

ならないというような実態でございます。したがって、この仕組みは大変複雑でございますけれども、冒頭にも申し上げましたが、高齢化社会を迎えてですね、この言われております年金や医療や介護や少子化、これらを賄っていく部分の費用にですね、これは我々としては避けられないのではないかと、ただ、国民の皆さんが納得していただけるような、そういう道筋をですね、やはり国としてもきちっと示していただけたらなと、そのように思うところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊ひとみ） 時間がありませんので、急いで言わせていただきますけれども、特に財源の健全化って、これは本当に大切なことだと思います。急務だと思います。それですが、消費税というのは国税の滞納の中でも約半数が滞納という今、現状があります。これが10%に上げられたら、ただ単純に滞納が増えるだけ、そういう考えもありますので、私は消費税というものには反対です。税金の使い道や地域経済の活性化による税の増収、これを考えたほうがいいと考えております。

先日、テレビの報道を見ておりましたら、日本でも餓死をした人が600人を超えております。中小零細企業の皆さんは消費税を価格に添加できなくて苦しんでおります。また先日、私の有人で過信の障がいによって車椅子生活を送っている友だちがおるんですけども、飲食店で障がいを持っているというだけで、あり得ない侮辱を受けたと私に涙を流して話をしてきました。本当に苦しい時代だと思っております。でも私たちは声を出して、自分の思いを届けて願いを実現させていかなければいけないと思います。国が生きることに對しての下支えをしっかりと整えることが大前提だと思います。そのことを申し上げさせていただきます、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 10時 45分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 00分）

13番 江 京 子 議員

○議長（北岡 泰） 次に、3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、生活環境整備の推進をの1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○13番（江 京子） よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきました。通告に従い質問させていただきます。

初めに、昨年3月11日に発生した東日本大震災で多くの命が奪われ、もう1年が経ってしまいました。いまだに3,000人以上の人たちが行方不明のまま、不安が解消されないままであると思われまます。また、19年分の瓦礫がいまだに山積みになされ、多くの問題は解決されていません。でも何とか被災された人々に笑顔が

早く戻ることをお祈りします。

では質問させていただきます。生活環境整備の推進についてお願いします。

環境問題の課題として、大きくクローズアップされているごみ問題は、私たち人間が生活の中で便利ばかりを追い求めた結果、生まれてきたものです。そしてその処理には莫大な私たちの税金が使われているのです。何とかごみにかかる費用を減らそうと、明和町も色々対策をとってくれていて、それは有り難いことだと思っています。昨年、全戸に配付していただいたごみ減量化読本もその1つです。その表紙には、明和町民の約束、ごみ減らし心得3箇条とあり、その1、もったいない感覚と繰り返し感覚を磨く、その2、不便、面倒は受けて立つ、その3、やらないよりはましと書かれています。とても丁寧に分別の方法が載っていて、わかりやすくできています。私もごみ分別のとき、しっかり使わせてもらっています。しかし、ごみの出し方の前に、まずごみを出さない生活が大切ではないでしょうか。一人ひとりのごみに対しての意識を変える。なぜかと言うと、家庭から出るごみの4割が生ごみで、一番お金がかかっているからと言われているからです。

町長に伺います。今、明和町のごみの現状と、ごみ減量化への取り組み、その柱としていることについてお答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） ごみ減量化の取り組みということで、現在の明和町の状況ということをご質問をいただきました。まずですね、明和町のごみの現状ということで、これは平成22年度の伊勢広域組合のほうの統計ではございますけれども、ごみの総量というのが7,891tということでございます。そのうちにですね、可燃ごみ、これが5,966tという数字が出ております。ごみの収集運搬、それから処分等にかかる負担金は、明和町の場合で1億6,500万円、伊勢広域が9,746万円、そしてごみの収集でございませうけれども、菊狭間が6,789万円、そういう

内容となっております。伊勢広域での可燃ごみ1 t当たりの処理経費は1万 1,370円、町民1人あたりに直しますとですね、3,605円というような数字が出てきているところでございます。

したがいまして、明和町ではですね、何とかこの負担金の軽減を図るためという形の中では、先ほどちょっとご紹介もいただきましたが、ごみの分別収集、これの徹底化を図っていきたい。そして資源化への取り組み、これを行ってきました。その結果ではございますけれども、ここ数年、実はごみの数量は6,000 t前後でですね、推移をしております。さらに減量化というのがですね、なかなか進んでいないというのが今の現状でございます。特に可燃ごみの5割前後が、多分生ごみということでございます。そのその資源化というのが全く進んでいないというのが、その原因であるというふうに考えております。

したがいまして、生ごみの処理につきましては、どこの自治体も頭を痛めておりましてですね、何とか資源化の検討も始めてはおりますが、伊勢広域管内でも実は伊勢の商工会議所が中心となりまして、色々検討をしていただきましたが、なかなか費用対効果という面でですね、多くの問題があるということで、すぐには取り組みやんなという、そんなようなお話をいただいております。

したがいまして、明和町としましてもですね、当面は分別の徹底、そして生ごみのこの資源化を図るための、例えばEM菌の培養液の無料配布、そして生ごみの処理機の購入補助等々を今行っているところでございますけれども、何とか将来的において堆肥化とかですね、いわゆるその生ごみの処理にこう色々取り組んでいただいております民間団体への支援、そういったものもですね、合わせて考えていかなければならないのかな、そのように今思っておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○13番（江 京子） たくさんのお金のかかっているのがよくわかりました。生ごみの70%が水分だと言われています。それはごみ焼却の費用の大半が水分の蒸発

のために使われていっていると言ってもおかしくないと思います。とってももったいない話ではないですか。確かに明和町としても先ほど町長さんが言われたように、ごみ減量化の対策の一環として、生ごみ処理機等購入費補助制度を実施してくれています。この制度の対象になるものは生ごみ処理機、コンポスト、水切り容器、粉碎機の4品です。特に水切り容器については、22年度の一般質問で上田議員が補助の対象としてほしいとの要望に町が応え、一番力を入れて宣伝されたように思われましたが、その成果はどのように出ているのでしょうか。

お尋ねします。それぞれの購入数をお答えください。まだまだ町民への周知が十分でないようにも思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 生ごみ処理機等の購入実績につきましては、生活環境課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 生活環境課長。

○生活環境課長（世古口 尚） それでは23年度の2月末現在でございますが、補助の実績をご報告させていただきます。生ごみ処理機につきましては計画個数が15に対しまして20個、コンポストが3に対して8器、水切り容器が20に対して8器、それから小枝等の粉碎機が10に対して3機ということで、多少の多い少ないありますけども、全体としまして計画の80%を達成しているのが現状でございます。

今後も広報等で制度の周知を図るとともに、それを購入された方につきましては、利用者アンケートというのも実施をしまして、今後の事業の推進に生かしていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○13番（江 京子） 80%の目標は到達しているということですが、まだまだもっと周知を進めていってほしいと思います。ごみの分別については特に子どもの意

識は高くなってきていると思います。平成12年に施行された容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割の容器包装を資源として有効利用することにより、ごみ減量化を図るための法律です。分別するのが当たり前、それが身に付けばごみは確実に減っていくと思います。生ごみも堆肥肥料化をするのが当たり前を身に付ければいいと思います。

お尋ねします。町長は一番やっかいと言われている生ごみの堆肥化について、どのように考えてみえますか。お願いします。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 生ごみの堆肥化というのはですね、ごみの減量化の有効な手立てというふうが一番考えているところでございます。実は過去にはJAさんと連携してですね、その取り組みを行った経過がありますが、なかなか地域に定着しなかったというのか、根付かなかったというのが今の現状に至っております。特によく言われますように、行政がという話になってきますと、地域や団体で自主的に取り組むものは別としてですね、どうしても大規模にならざるを得ないという、そういう状況の中では、実はその費用対効果と申しますか、以前にも色々議員のほうからもご質問をいただきました。そういった費用対効果を考えますとですね、正直なところは一町村でその堆肥化を本格的にやるというのは、非常にリスクが大き過ぎるというふうな考え方もございます。

したがいまして、広域的に何とか取り組めないかという部分での話し合いを、実はさせてはいただいておりますけれども、なかなかその方向性、定まりませんのが今の実態でございます。しかしながら、県下でもですね、行政が主導する取り組みというのが近隣市町の中でも始まってきておりますので、我々としてもですね、それらを参考に何とか、町単独ではなしに広域的に取り組めたらと、そのような思いで今おりますので、ごみの減量化、分別も含めてですが、堆肥化の取り組みも合わせて進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○13番（江 京子） よくわかりました。1つやっぱりリスクが高いというところ、やっぱりこう町任せではお金が大変かかるというのはわかります。水切り容器についてもごみを軽くしてごみ出していくという方向だと思います。でもそうでなくて、生ごみを水切りしたものを堆肥化にしたいという思いがたくさんあります。私たちボランティアのグループでも住民の人たちにごみの袋は軽いという実感を持たせたら、それがすごくいいのになと思いますながら活動しています。今年ボランティアの間では明和市民活動サポートセンターの場所を使いまして、生ごみ堆肥化講習を連続して行っていこうと思っています。やはり住民一人ひとりのそういう行動がごみを減らしていく一番の効果が出ると思っています。そのためにはやはり継続した細かいところまでの講習会というのが必要になっていくと思うんですが、それは小回りのきくボランティアのメンバーで頑張っていていきたいと思いますので、町のほうとしても、また色々と援助していただきたいと思っています。

で、その中で、そのごみの堆肥化をするために、家庭でも簡単に買って使える市販の衣装ケースを使って堆肥化を行っていこうと計画しています。是非、この衣装ケースの購入のほうにも助成補助のほうを付けていただけたらと思っていますので、またご検討をよろしくお願いいたします。まだまだ始まっていくばかりですので、どうなるかわかりませんが、たくさん購入者、それから利用者が増えてきたら、またその点も検討していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、リサイクルステーションの管理についてお尋ねします。昨年はリサイクルステーションからの無断持ち出しが横行して、1市3町で約500tの雑誌新聞が盗難にあったとの報告がありました。これはかなりの売上減であったと思います。この盗難については町民の方たちから何度も問い合わせがありました。雑誌新聞がなくなる、盗られるという問題以外にも、子どもたちの安全という部分をすごく心配された住民の方たちからの通報が何度もありました。私も何度も交番

のほうに車のナンバーやグループの人相などを連絡しましたが、何ら打つ手もなく今に至っています。今年24年度はどのような管理体制を考えてみえるのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） リサイクルステーション、町が設置をしておりますのは94箇所でございます。これはすべて自治会さんにですね、その管理をお願いをしているところでございます。先ほどご指摘がありましたように新聞紙、特に新聞紙がですね、その盗難にあうということで、いわゆるそのリサイクルの回収料が極端に減っているというのが今の実態でございます。私どもも明和の交番と色々連絡を取りながらという、盗難防止についてですね、色々対策を練っているところでございますけれども、正直なところは打つ手なしというのが今の現状です。

したがいまして、今回、そういった事件が起こった際には、自治会長さんのほうにも連絡をさせていただいて、その監視体制とかそういったものをきちっと行っていたらと、それとどうもその合い鍵でやられるということもございましたので、南京錠の取り付けなど、すべて替えさせていただくという形の中で、とりあえず盗難防止対策を強化していきたいと、そのように思います。まだ全部取り替えたわけではございませんので、この24年度においてもですね、予算お認めをいただく中で、南京錠の取り付けを行っていききたいと、そのように思います。

で、これは盗難なんですけれども、実は、いわゆる条例で規制しないとですね、その告訴ができないという、そんなような中身になってまして、一旦捨てたものをリサイクルボックスの中に入っているんだから、その盗難に該当するんだというふうに我々思っていましたんですけれども、そうではなしに、一旦廃棄されたものである以上、それを持って行ってもですね、いわゆる盗難というか、窃盗にはどうも該当しないというようなお話もいただきました。したがいまして、そういったことをきちっと条例で規定をすればいいという話なんですけれども、全国的に見てもそういう規定がしておりませんので、そういったことも含めてですね、対応策を今後考えてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） よくわかりました。ある町の取り組み、ちょっとご紹介したいんです。今、町長も言われましたように、リサイクルステーションを設置するのは町、で、設置した側の管理をするのは、設置したものに対する管理はその地区というようなお話があったんですが、でも明和町の場合は業者に委託し、その業者に回収に回ってもらい、その業者から得る利益は町のほうに入っているのが、今の現実だと思います。ある町では、町は、入れ物を設置修理をするのみで、リサイクルステーションの管理を全面的に設置している住民に任せている場所があります。回収業者との契約もその住民側が個々に選んでしているそうです。その代わり、その業者との間に発生する売買利益は、その管理をする住民側にお金が入り、なおかつ明和町でもやっている再生資源集団回収奨励金、1キロ5円も町から住民側に入るといふ仕組みのところを、ちょっとお話を聞いてきました。

これはつまり集団回収の拡大も図りつつ、分別も進み、住民側も潤うということで、その業者ともしっかり顔見知りになることで、他所の知らない人が町に持ちに来たときにはすぐわかる。そういうことで住民側も、その売上が出れば出るほど自分たちの地区は潤うということで勘察し、体制もしっかりし、責任もしっかり持つというようなことがとられているのをお聞きしてきました。ちなみにその地区では、古紙の盗難はほとんどないそうです。やはり町任せではなくって、自分たちで責任を持つ大切なことでもありますし、ますます分別回収にもつながる部分だと思いますので、リサイクルステーション対策の1つとしても、またお考えいただけたらと思いますので、よろしく願います。

次に、海岸線の漂着ごみについてお尋ねします。昨年も台風や大雨の影響で海岸に大量のごみが流れ着きました。その都度、町も対応してくれ有り難く思っています。ただ、漁業者さんに聞くと、海に浮いているごみを自分たちの船に上げた途端、産業廃棄物になり、これにはたくさんのお金がかかるということでした。

漁業者さんたちは仕事も休み、自分の船を無料で出してくれての奉仕作業です。町としてはそんなときのごみ処理の問題、費用の補助金なんかの考えはないのか、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 海岸への漂着物ということでございましたが、今年の台風12号ですね、かなりの流木が大淀海岸、下御糸海岸に漂着をしました。基本的にはですね、海岸の管理者でございます三重県のほう、直接的には松阪の建設事務所ですね、色々対応を考えていただくという部分でございます。明和だけではなく、広範囲にわたってのその流木が漂着するという形の中では、非常に漁業関係者の皆さんにもですね、心配をおかけをしているところでございます。そういった中で、今回の場合は比較的速やかに廃棄というのですか、処理をしていただいたというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、その台風時だけではなくですね、日常的な部分の中でも、昨年でしたか、伊勢湾のこういった漂流物が云々ということで、鳥羽の答志でしたか、に漂着するというので、知事のほうも大分頭を痛められて、そういった対策について確か3県知事会の中でですね、東海知事会の中でもそのことを申し上げていたというのを記憶をしておるんですけども、そういったことの中では、我々自体もですね、そういうごみの不法投棄も含めて、まずはそういったところをなくしていくという、その取り組みは必要かなというふうに思います。

したがって、漁業関係者の皆さんとですね、常にそういった考え方の中で、ごみの除去というのをやっていただいておりますが、そこら辺のところにつきましては、また色々相談をさせていただくということで、よろしく願いを申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 海にたどり着くごみは本当に大きくて重くて、普通の個人の

力では到底処分できるものではありません。三重県でも三重県環境森林部水質改善室が中心になって、「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」を平成22年度から実施しています。私たちのグループも入って活動しておりますが、平成21年の海岸漂着物処理推進法が施行されて、いろんなどころへの役割分担や連携などが強化されなくてはというような話になっています。やはり明和町、長い海岸線を持った町ですので、とっても大切な財産として町を挙げての保全に取り組んでほしいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、ごみの不法投棄についてお尋ねします。山の中、川、谷間いろんなどころに大量のごみがありました。多くのボランティアグループと行政が一緒になっての繰り返しの大掃除が行われ、とても綺麗になりました。その後も不法投棄パトロール車が町中を走り回収してくれたお陰で、随分綺麗になったように思います。綺麗などころにはごみは捨てにくい。大切なパトロールだと思います。しかし、このパトロールは国の緊急雇用の中で行われていたと聞きました。今後も続けられるのかをお聞きします。せっかく綺麗になってきた場所を、またごみでいっぱいにしてはいけないと思います。答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ごみの不法投棄ということは、特に平成13年からですね、家電4品目、これがリサイクル法に基づきまして費用がかかるということの中で、なかなかですね、この家電製品テレビとかそういったものの部分がですね、不法投棄が多いというのが現状でございます。特にデジタル化が推進された昨年あたりですね、非常にテレビが多くって、平成22年度に町が回収しました不法投棄物の中でテレビが51台もございました。冷蔵庫が9台、自転車が27台というようなことの中で、可燃ごみもございましたけれども、そのような不法投棄が行われました。その都度、職員が回収に回っているわけでありましてけれども、以前からですね、海岸部を中心にという形の中で、不法投棄撲滅運動ではございませんけれども、町民の皆さんのボランティアによって海岸部を特に中心に、綺麗に一旦はするんですけれども、不法投棄があとを絶たないという、そういう状況がずっ

と続いておるのが現状です。

したがいまして、私もですね、非常に不法投棄を何とかなくしていきたいという形の中で、平成20年度に明和町の環境美化協力員制度というのを立ち上げまして、これは特にというわけではありませんが、気がつけばですね、役場に連絡をいただくという、そういう日常的な監視活動をしていただくために、お願いをしている部分がございます。現在、登録がちょうど18人していただいておりますのでございますが、その方たちが自分の生活の範囲の中で、こう色々不法投棄を見つけたら連絡をいただき、そしてなるべく早く処理をしていくという、そういう取り組みを行っておるところです。

で、ご指摘ありました平成21年度から緊急雇用対策事業ということで、雇用事業ということで3年間不法投棄のパトロールを採用させていただいて、見つけたらすぐに回収、見つけたらすぐに回収という、そういう取り組みを行ってきました。しかしながら、この雇用事業もですね、終りになっております。したがいまして、これからですね、私としてはその環境美化協力員制度をもう少し全自治会に広げていく中でですね、監視体制をまず強化をしていく中でですね、地域の中からそういった不法投棄をなくしていく、「しない、させない、許さない」そういう体制づくりをつくっていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） これはやっぱり不法投棄する大人に問題が、一番あると思うんですけど、できればそのパトロールについて、町として継続した体制を強化していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、焼却灰エコツアーについてお聞きします。私は田辺泰宏議員とともに、伊勢広域環境組合議会に参加しています。昨年、組合の視察研修で焼却灰の処理施設2社に伺いました。その会社は伊賀上野にある三重中央開発株式会社、三重

リサイクルセンターです。ここは主に一般廃棄物の焼却灰の再資源化に取り組んでみえました。もう1社は名古屋市港区にある中部リサイクル株式会社です。ここは主に金属的な焼却灰を溶融炉を使いリサイクルをしている会社でした。初め私は、どうして焼却灰の処分を地元でできないのかと不思議でたまりませんでした。とても高いお金を払って輸送しながら、そんなところになぜ持っていくのかというのがわからなかったんですが、研修させてもらって、その設備の大きさと特殊さを見て納得しないわけにはいきませんでした。でも研修に参加してこそ私はそれがわかりましたが、自分たちの出すごみがどんなところで、どんな形になっていくのかを知ることは、ごみに向かう責任意識の変化にもつながると思います。どちらの会社も自信を持って、100%リサイクルの資源循環型社会へ目指していました。是非、実現できればと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先般、伊勢広域の議員さんを対象にということで、焼却灰のエコツアーということで、計画を広域のほうでしていただきました。広域の焼却場から出る焼却灰はですね、1年間で約6,000tぐらい出てまいります。で、なぜその地元で処理できないのかということの中ではですね、以前は地元で処理をしておりましたが、もうその処理する場所がですね、なかなか地元で確保できないというのが今の実態であります。どっかに捨てなければなりませんけれども、総論賛成、各論反対という、そういう流れの中ではですね、なかなか理解が得られないというのが実態です。そういう中で、やはり焼却灰そのものもですね、やはりリサイクルをしていくという、そういう取り組みが民間企業の中で随分取り組まれました。

その中で今、ご紹介いただきました民間企業さんはですね、焼却灰をリサイクル、コンクリート製品に使うとかですね、そういった形の取り組みをされております。多少経費はかかるわけでありましてけれども、焼却灰の処分そのものを考え合わせますと、リサイクルのほうに持っていったほうがいいんじゃないかと、そ

のような思いの中で現在取り組みを進めております。したがいまして、自分自らが出したごみですね、どのような形で処理されていくのかということについては、なかなかおそらく一般の家庭の皆さん方、知らないのではないかなど、こちらでも啓発不足ということもございます。そういう形のものを、いわゆる焼却灰も社会に還元されていくというようなことを含めてですね、やはりもっともっと住民の方に、その方法等々について知っていただく必要があるのかなというふうな思いもしております。

したがいまして、これから伊勢広域へももっと働きかけをさせていただいてですね、今回は議員さんを対象にということでしたけれども、一般の方に向けてですね、そういうエコツアー、そしてごみの焼却灰がどのように利用されているか、強いて言えば何とか入ってくるごみを減らしていく、そういう意識に結びつけていく、そんな取り組みが多分必要なのかなというふうにも思いますので、そのことについては伊勢広域のほうに働きかけを行い、1つの取り組みとして今後検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 是非、住民の方たちにも、その自分たちの出したごみの最終がどうなっていくのかということも知ってほしいと思いますので、働きかけのほうよろしくをお願いします。

最後に、ごみ減量化に取り組む団体への補助金制度についてです。これも昨年一般質問で上田議員が質問されましたが、再度伺います。私の周りでも多くのボランティアの仲間が生ごみ減量化の期間に、EMぼかしと竹パウダーによる生ごみの堆肥化に取り組んでいます。昨日私は、大台町の県議会議員濱井氏の紹介で、鈴木環境課長のお話を伺いに大台町に行ってきました。大台町では今、町ぐるみで生ごみの堆肥化に取り組んでいて、大きな成果を出しています。大台町生ごみ堆肥肥料化事業の取り組みは、1. 生ごみ堆肥化施設の整備、拠点、参加人数を

増やすために、まず拠点づくりをする。2番目、コンポストマスターの養成講座、これは生ごみの堆肥化のプロをつくるということで、1年に1人20万円の費用がかかる講習会なのですが、毎年2人の参加を町のお金で行っているということです。3. リーダーが中心になったグループづくり、4. 福祉地域との連携、5. 堆肥による有機野菜の販売、6. 保育園、学校等での食事に使用と、大きく意識の変化から始まり、ごみの減量、土も人も健康、環境保全、皆にわかりやすく、楽しく面白く、行政も住民も責任を持つ、そして一番はそれによって生まれる地域のコミュニティの再構築といったものでした。

やはり大台町でも、災害に対する危機感は地域のコミュニティが消えているという部分をすごく危機として思っていて、この生ごみの堆肥化で人の集まる場所をいろんなところにつくるということで、地域コミュニティの再構築という部分をこれでできるんじゃないかという、一石二鳥ですというようなお話を伺いました。私も25年近くEM菌による環境づくりをしてきました。ボランティアは楽しくなければ続きません。仲間づくりは地域密着がなければできません。我が町明和町ももっと住民のパワーを使った政策をお願いします。

団体に対する補助金制度は、毎年の補助金制度はありませんでしたが、さっき紹介したようなお金のかかる拠点づくり、人材の育成といった部分には、町のお金をしっかり使ってみえるように思いました。明和町でもやはり人材の育成という部分で、もっともっとボランティアの方たちに耳に傾けてくれればと思います。ボランティアのグループのメンバーはお金はありませんが、作業に対する力やそういうものはとってたくさん持っていると思います。今後期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 答弁はいいですか。

○13番（江 京子） はい、ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時までです。

（午前 11時 40分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

7番 田 辺 泰 宏 議員

○議長（北岡 泰） 次に、4番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、菊川鉄工所所有地に対する町の取り組みについてと、津波による海岸地域の緊急避難対策についての2点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○7番（田辺 泰宏） ただいま発言の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

菊川鉄工所の所有地について、町の取り組みに対してですね、質問をしたいと思います。この土地は全明和町民の重大な関心事であります。町長は普段から色々この土地について、町民のために工場誘致と雇用確保のために努力をされ

てまいっていることに対して感謝を申し上げたいと思います。

さて、菊川鉄工所の所有地は、今から26年前に中川電化産業が明和町に進出したいというので、原野であったこの土地の地主に大きな会社が来るので売ってほしいと、当時の役場が全力投球で買収の仕事をしたり仲介をして、まとめたものであると聞いてます。中川電化産業と進出計画ができる前に、突然、他に良い土地が見つかったので、中川電化は進出を断念してきたものであると聞いております。

そこでこの土地が宙に浮いてしまったので、明和町は大変困っておりましたが、その時、関係者の世話で菊川鉄工所が進出をしたいということで、進出契約を結んだものであり、地主との売買も成立し、菊川鉄工所の所有地となって現在に至っています。で、当時の地主の願いは、町民の雇用が確保でき、明和町が発展して住みよい町になってほしいために、地主の先祖からの貴重な財産を明和町を信頼して工場誘致のために手放した心のこもった土地であります。

さて、菊川鉄工所所有地については、前回の一般質問での町長の回答の中で、菊川鉄工所はこの土地を明和町の不利になるようなことはしません。もし処分するときは明和町に事前に相談しますと、社長が言われていたということですが、すでに菊川鉄工所はご存じの伊勢市朝熊町に土地を求め、工場用地として着工しています。このこととおわりのとおり、明和町の菊川鉄工所の所有地に菊川鉄工所の工場ができる可能性は、ほぼ完全になくなったと言っても過言ではありません。

さらに町民の数人の人から、この菊川鉄工所の所有地が、不動産業者によって売りに出されているという話を聞いておりますが、この土地は明和町の特等地であり、明和町民の先祖からの重要な土地で、これからの明和町にとって大事な財産であります。最近の状況から菊川鉄工所が町長との口約束をしていることが、近いうちに一方的に約束を破棄して、この土地が売りに出される前に、町長はこの町民の大切な財産を守る責任があります。それが守れなかったら、町民に対して私は重大な背任行為になると思いますが、町長はすべての町民に対して全責任

をとって、町長を辞任する覚悟はありますか。まず、これについて現在の心境をお尋ねします。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま田辺議員のほうから、菊川鉄工所の土地について色々ご心配をいただいているお話を、お聞かせをいただきました。前回の12月の一般質問の後、菊川鉄工所のほうに出向きまして、色々ご相談を申し上げておるところでございます。ご案内のように菊川鉄工所は上場企業でもございます。取締役会、あるいは株主総会等々もございまして、軽々な判断はいかなものかというふうな部分でございまして、今、誠心誠意をもってその内容についてですね、どうするかということについて、ご議論をいただいていると、そのように承っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

したがいまして、この菊川鉄工所が土地を所有するに、町のほうも一定仲介的にかかわった経緯はございますが、町の公費を投入しているということではございません。したがいまして、一企業が所有している財産でありますことから、町民が被害を被るといふ、そういったことにはつながらないというふうにご考慮しておるところでございます。この所有地について、町長辞職するつもりはないかというご質問でございますが、現在のところはそういう辞職する、どのような形になろうと辞職するつもりはございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいま町長は、現在のところの心組みを述べていただきましたが、この土地について一企業が所有しておるといふふうにご説明いただきました。この一企業が所有するまでのですね、私は経緯をお聞きしておるんであって、ただ単に菊川鉄工所が土地を企業として取得したんではなしにですね、これは町

民の、先ほども申し上げましたように、町民の願いが含まれた企業誘致としてですね、少なくとも明和町は仲介をしてきたし、それに対して地主はですね、よろしくお願ひしますと、将来この土地に大きな会社が来ていただいて、それで子どもたち、あるいは町民の方々がですね、雇用を確保していただき、住みよい明和町にしてほしいと、こういう願ひがあるにもかかわらず、私は現在、町長の考えは一企業が所有している土地であるとか、そのようにですね、軽く片づけられるというのは、私は町長としてですね、やはりこの土地に対して愛着をもう持っているのか、あるいは全くもう未練がないのか、そういうところまで私はお聞きをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私も就任当時以来ですね、ここの菊川さんが所有する土地について、このような形の中で推移していることについては、大変残念に思っておりました。したがって、就任早々からですね、菊川さんのほうに何とか企業誘致、工場の建設をという形の中で要請をしまりました。しかしながら、今回、東日本の大震災等々もございまして、菊川さんのそのいろんな企業活動の中で新たに土地を求められた。そういう経過の中でですね、この土地を、しからば町がどうしろ、こうしろという、そういうことは申し上げかねるわけでありまして、菊川さんのほうでの、その色々な考え方もおありだろうというふうに思っておるところです。

したがって、12月の田辺議員の一般質問のあとですね、菊川さんのほうにもお尋ねをさせていただいて、その方向性について十分企業としての考え方をですね、町に対してお示しをいただくようお願いしてきたところでございまして。愛着があるとかないとかではなしに、菊川さんのご意向を踏まえたうえでですね、やっぱり我々も対応をしまりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございましてか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいまのお答えで、ある程度わかりましたが、それでは
ですね、中井町政になってから、この菊川鉄工所の所有地へ工場を誘致するた
めの、どんな施策をとってこられましたか、町民に対してですね、私はめいわ広報
等ですね、説明責任を果たしていただきたいと思うんです。これ町民の納得の
いく方策を示していただきたいと思います。よろしく。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 非常に難しい問題でございますが、再三再四企業側のほう
に要請をさせていただきました。しかしながら、ご案内のようにリーマンショッ
ク以降ですね、私が就任させていただいてからリーマンショック等々もございま
したし、円高の問題もございます。そういった中でですね、なかなかその企業進
出ということについては、当時非常に難しいというお話をいただいております。

しかし、菊川さんとしてはいずれどういう形か進出し、地域のためにやってい
きたいというようなお話も、その当時もいただいております。そういう意味で
ですすね、決してさぼっているということではございませんが、企業は企業とし
てのその活動がございしますので、町が要請したからという形の中で、すぐにはい
そうですかという形には今までならなかったと、その間に東日本の大震災が起こ
り、ご承知のように津波対策も含めてですね、企業側として新たなその考え方
の中で動かれたと、そのように思っておりますので、結果として企業誘致に至らな
かった。そのことについては非常に残念ではありますけれども、それはあくまで
も企業さんの1つの考え方の中での行動ということで、ご理解をいただきたいと、
そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいま環境の変化とか、色々東日本大震災とか、色々条
件の変化と言いますか、環境の変化、それによってこの菊川鉄工所の土地もです

ね、菊川さんがですね、なかなか明和町のために生かしてもらいにくくなってきたと、こういうご説明でありましたが、それも理由があるかも知れません。しかし、この際ですね、私は町民に対して、この今現在ですね、どのような状況にあるのかということをご説明ですね、やはりめいわ広報等で町民向けの説明責任を果たしてもらわないと、町民はいつまで経ってもですね、納得できないと思うんです。やはりこの菊川鉄工所の土地については、全町民が関心の的でありますので、何とかめいわ広報を通じてですね、現在の状況でも説明責任をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、重ねて町長お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 冒頭も申し上げましたが、企業さんは上場企業でもございますし、取締役会、あるいは株主総会等々の一定のその議論がなされるものというふうに思います。その結果についてはですね、当然、説明責任という形の中ですね、町民の方に色々と詳細についてお話できる部分があればですね、当然していくというふうになろうかと思えます。

また、そのお約束については、この行政チャンネルを通じてですね、これは各家庭に流れるわけでありまして、議会だよりで田辺議員が質問された内容についても、町民に広く広報されるわけでありまして、そういう点で町民への説明責任というのは十分に果たされると、そのように思います。一定の時期がきて、企業側の菊川さんの対応が方向が定まればですね、当然、いろんな機会を通じて町民に報告はさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいまの町長の話ですと、私がしゃべったことが、この行政チャンネルで町民にわかっていただくと、そういうことではなしにですね、私は町長自らがめいわ広報、あるいはこの行政チャンネルで説明責任を果たしていただきたいと思います、でないと私の質問では、これは町の代表した答えではありませ

んから、やはり町長から説明責任を果たしていただきたいと、こういうふうに要望をいたします。

ということで次の続けて、この菊川鉄工所の所有地は、前町長から中井町長が全面的に引き継いだ町の貴重な財産であります。町の財産をなくすことになったら、町長の責任が問われて当然であると思います。町民は誰もが思うところです。内側だけの町政を守るだけが町政ではありません。以前から明和町は外交が下手で、企業誘致についても失敗が続いています。菊川鉄工所の所有地も明和町の外外交渉の大失敗であり、この貴重な町民の財産を失うことになれば、これまた町外交の大失敗になります。これに対して町長は何か外交についてですね、今後の対策等がありましたらお答えを願いたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 前回のときにも申し上げましたが、菊川鉄工所さんにつきましても今までの部分の中で、この土地の処分について、もしするんであっても明和町の不利になるようなことはいたしませんという、そういうお言葉をいただいております。その言葉を信じてですね、私どもも定期的に菊川さんのほうと、今後の方策について話し合ってもいきたいと、そのように思うところでございますし、そのような田辺議員がご心配にならないような、なるような事態にならないようにですね、我々も努力をしてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいま町長の決意を聞かさせていただいたので、それを私は今後も信じていきたいと思います。

さて、松阪の法務局で政務調査をいたしました。菊川鉄工所は26年も前から現在に至るまで、全面積の地目が原野になっております。以前は原野であるので、調査の結果1万2,619坪で、これは明和町の税務課で調べましたが、この原野で

あるときにですね、いくら課税をされておりましたか。1万2,619坪でいくら課税をされておりましたか、お尋ねをしたいと思います。

今現在、この菊川鉄工所の所有地は今も地目は原野であり、課税上は雑種地になっていますが、この土地は明和町で一番評価の高い宅地並みの土地であります。町民としては納得できませんが、ランクの低い雑種地として何年間固定資産税を徴収されておられますか、お尋ねをしたいと思います。この資料につきましては、この付けさせていただきましたが、税務課のほうでいただきましたが、この総括表の続きを見ていただいたらわかりますが、この中のちょうど真ん中ごろ、一般住宅用地平均価格平米当たり1万2,501円、真ん中少々下のほうで原野、1平米当たり22円から935円という幅があります。これは宅地と比較しますと、この宅地並みと比較しますとですね、570分の1から14分の1という原野としての課税評価価格になっております。現在、ですからこのところにですね、先ほど申し上げたような、どれだけ課税をされているのかということ、原野の時はいくら課税されておって、今現在雑種地になってから、いくら課税をされておるか、それをお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 年間いくらの固定資産税を課税しているかということでございますけれども、現在のところ登記簿上の地目は原野となっておりますけれども、これは不動産登記法第36条に基づく所有者の申請主義によるものでございまして、原野という地目になっておるところです。

しかしながら、ご案内のように固定資産税の課税というのは現況課税をとっておりますので、固定資産税の現況課税、地方税法第388条第1項の規定による、そういう規定を適用をさせていただいておりますので、登記簿上の地目は原野ではございますけれども、町としては現況課税宅地見込み地の、いわゆる地目と言いますと雑種地、それで課税をさせていただいているところでございます。

しからば、その税額がいくらかというご質問だというふうに理解をしておりますけれども、これは法人の保護すべき情報の観点ということからですね、個人の

プライバシーにも相当するわけでございますので、公表につきましては差し控えをさせていただきます。議員がご提出いただきました税務課の資料概要調書の総括表をもとに説明をさせていただきますと、概要調書の表の右から2列目、1平方メートル当たりの平均価格、原野の22円ではなく、その他の雑種地の平均価格7,022円という、そういう数字になろうかというふうに思いますので、それに正規面積を乗じて、掛けていただいて、固定資産税率1.4%を乗じていただきますと、固定資産税額が推測できるというものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいまの説明のようですね、個人情報ということで、それは発表されなかったということはわかりますが、しかもその今7,000いくらと言われました。それも計算すれば大体出ると思います。これによってですね、やはり私はその原野のときから、今のその雑種地になるまでの期間がですね、本当は知りたいんです。ということは原野で安い、例えば22円ではないと言われますが、安い安い課税評価額ですずっとこられた。これは私は5年ぐらいならば誘致の目的で安いのは結構やと思います。ただでも結構です。誘致の目的の期間であればね。ところが誘致期間の5年、6年がとうに過ぎまして、10年、15年と経ったのに、まだ原野のままの課税をしておったということになればですね、これはやはり町民感情から言いましても、やはり雑種地に早くしてもらわなければならなかったし、宅地並みにもしてもらわなければならなかったというふうに思いますが、それについて町長、私は回答をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この菊川さんへ土地の所有が移りましたのが、昭和57年5月の登記簿の売買登記による所有権移転がなされております。で、私どもがですね、課税の確認ができますのは平成3年以降の部分でございますので、もうその時点ですでに雑種地での課税をされておりますので、所有権移転がなされた以降、

即雑種地での課税だというふうに推測をしているところでございます。現在のところ課税確認ができるのは平成3年以後でございますので、その間のわずかな期間ですけれども、おそらく雑種地での課税ということで処理されたものと、そのように思っておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 町長の説明で大体わかってきましたが、それでは雑種地ということではありますが、あの土地がですね、その町民感情からしまして、その雑種地がですね、宅地並みであるというのが普通の方のですね、考え方やと思うんです。それをまだいつまでも雑種地で置いてみえるということ、これはやはり町民から考えてですね、許されないことやと思うんです。うちはすぐ田んぼ埋めて宅地にしたら、すぐ宅地並みにとられておるのに、菊川のところはあんな広いところ、あんなええところをですね、まだ雑種地かと、こういうことがですね、私は町民感情としていつも不平不満に思っておるところやと思うんです。これについてはしつこいようですけど、いつまでもその私は雑種地ではいけないと思いますが、宅地並みにするつもりはございませんか、町長。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） 宅地、町が課税評価させてもらっておりますあの宅地、いわゆる宅地でございますけども、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地とされています。また住宅用地として造成され、そして道路、上下水道等インフラ整備がなされているような土地につきましては、宅地として認定しても差し支えないというふうにされています。で、つまり当該用地のケースにつきましては宅地造成がなされておらず、客観的に建物の敷地のための用に供されているとは考えられないため、現況判断により宅地に基準する雑種地として評価を行っています。で、例えばですね、場所、位置的に一等地であるような場所でございますけれども、場所で判断するものではなく、あくまでも地目で判定をして、評価課税をさせてもらっておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいまの税務課長の説明ですが、やはりもともと原野であったからですね、そこを埋立したらやはり原野がもとだということで、あるいはインフラ整備ができてないとか言われますが、あそこがインフラ整備を即ですね、いくらでも側溝は建てられるし、家は建てられますし、排水は流せるという土地であったらですね、インフラ整備はすぐにできる場所だと思うんですね。それをあえてインフラ整備ができないというのは役場の考えであって、町民からしてはですね、絶対あそこは宅地になる一等地やと、こういうふうに見ているわけですね。それがですね、いつまでも雑種地で置いておけるといのは、やはりこれは町民感情として許せないと思います。

だから、この辺の説明がですね、私はつかない限り、これはやっぱり宅地並み課税をですね、将来していただかなければですね、町民は納得しないと思うんです。これについてしつこいようですが、もう少し町民が納得するような考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど税務課長のほうも申し上げましたけれども、宅地と評価する要件がいくつかあるわけございまして、裏を返せばですね、その要件が当てはまりませんので、いわゆる宅地として課税することはできませんという、そういうことございまして、将来的にはおっしゃるように宅地として評価をしていくべきであるというふうに思いますけれども、現時点としては宅地としての要件を備えていないという、そのことで、いわゆる宅地並みという形の中で約6割、評価額の6割程度の評価ということで、宅地の6割の評価ということで、課税をさせていただいていると、そういう中身でございますので、造成をしていただいて、そして即ち建築物が建つと、そういう状況のときになりましたら、初めて宅地並みの課税を、宅地の課税をですね、させていただくとい

うことですので、どうかよろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今の町長の考えはですね、私は今後もそれを見守っていき
たいと思います。

さてですね、もう1つ、これ菊川鉄工所の所有地でございますが、松阪の法務
局で公図を調べてまいりました。ここにちょっとお渡ししてありませんが、大き
な公図、松阪法務局でいったら誰でもとれるもんなんです。これでですね、番地
がこれに書いてございます大字佐田字野塚 924の25のところですね、これが約
8,000坪ということで、その上の部分に地区外と書いてございます。地区外です
ね。全面積は約1万2,000坪のうち8,000坪がですね、菊川鉄工所の所有地にな
っておりまして、そのうち8,000坪が菊川、4,000坪が地区外という、この公図
の仕分けになっておるわけです。これは地区外と言いましたら法務局で聞きました。
これはどこに土地登記簿謄本があるんだと言いましたら、松阪の法務局には
ありません。伊勢か津かどっかの方がここ買われてですね、いわば単純に言いま
すと、飛び地であるということなので地区外になってます。これ見ていただいたら
わかります。地区外ね。これについて町長はどのようにお考えでしょうか、地区
外になってます。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 失礼します。どのような公図かちょっとご拝見させて
いただいておりますが、この菊川の所有地につきましては4筆の構成になって
おりまして、議員、ご提出いただいております資料で申せばですね、佐田 924の
25番の登記簿謄本をお取りいただいております。政策調査で。この地番だけでは
ございまして、あと3筆ございます。で、その地番がですね、佐田野塚という
ところに 924の25番、お取りいただいた登記簿謄本、それとこれ地番図のほうは
今回ちょっと伏せさせていただきますが、もう1筆佐田で、もう1筆ございます。
それとここは大字界がございまして、佐田地と斎宮地がございまして、斎宮の法正

寺という区分けの中に2筆ございまして、この4筆で菊川の所有地構成されております。ですので、その公図だけではちょっと判断できない部分があるかと思っております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今、課長言われたのは私ももらってますからわかってます。佐田の野塚 245番の25と、以下野塚 924番の82、それから斎宮法正寺 1,831番の1、それ一緒ですね、これと。これで1万2,000、約1万2,000坪あるんですね、これで。

ところがですね、この公図またあとでお渡ししますが、この公図はですね、菊川の土地が全部ここへ入った公図なんです、これね。ところがこのこれは線が引かれました上から、一番道路に面した北側の道路に面した部分が地区外なんです。これはどういうことか、松阪の法務局では登記簿謄本が取れないんです。これどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 1時 35分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 37分)

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 地区外と法務局のほうでの、その表示の図面でございますが、その地区外というのは多分その大字佐田地以外の区域という意味だというふうに理解をしております。したがって、先ほど産業課長のほうが説明させていただいたように、斎宮のほうせいじ（法正寺）、ほうしょうじと読むのかわかりませんが、そこの部分の表示が地区外の表示というふうに表示されたものというふうに思います。なお、詳細についてですね、そういう表示をするのかということについてはですね、後日、ちょっと法務局のほうで確認をさせていただいて、また田辺議員のほうにですね、説明をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。今それが、地区外やどうやこうやということでの判断の私どももちょっと資料を持ち合わせておりませんので、その法務局のほうに問い合わせた中でですね、改めてご返事を申し上げたいと、そのように思います。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） この件につきましては了解をしたいと思います。

さて、町長はですね、菊川鉄工所の所有地には未練はありませんか。町長は町民の貴重な財産を守るため、形のある努力をしていることを町民の前に示してほしいと思います。菊川鉄工所の社長に対して、明和町の将来の建て替えの庁舎を、念願のここの素晴らしいこの土地に建てたいので、格安で買い戻したいのですが、明和町民の将来の幸せのために、ご協力をお願いしますという懇願のための交渉をする気持ちはございませんか。お尋ねしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 将来のために買い戻せというお話でございますけれども、可能な限りですね、できればというふうにお答えしたいわけでありましてけれども、実際の話としては町が用地を取得する場合はですね、それなりの目的を持って、まず用地を取得していくというのが、順当な考え方であります。

したがいまして、一等地であるから、そして町民の方が云々という形の中でですね、じゃあわかりました。じゃあすぐ買い戻しようという、そういう形にはなかなかかなりにくいというふうに思います。ただ、町のおっしゃるように一等地ありますし、将来の色々な活用を考えてですね、それはまた議会の皆さん方にも、もし取得という方向に動くのであればですね、十分にご相談させていただいて、そして住民の方がそやなと言っただけのようなことの中でですね、物事は進めていきたいと、そのように思いますので、今ここで、すぐ買い戻しますというふうなお答えはいかがなものかと、そのように思いますので、また十分にですね、皆さん方にご相談申し上げ、そして進めてまいりたいと、そのように思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） よくわかりましたので、今後ともこの土地につきましては、何とかして明和町の土地になるようにですね、ご努力をお願いしたいということで、次の質問に移りたいと思います。

で、東日本大震災でご存じのように、海岸地域はですね、非常に危険な状態にさらされるかも知れないということが、もう日本全国どこでも感づいておることであると思います。さて、明和町の海岸地域の住民にとっては他人事ではありません。明和町の海岸は予想される津波を防げるものでないことは、いくつもの調査からわかっています。これらの津波に備える手段は、徒歩、自転車、車で逃げるしかありません。実際に津波が来たらパニックになって、どの道も渋滞になり

逃げ道はありません。海岸地域の住民はほとんど全滅に近い被害を受けることになります。そのため、今のところ明和町の緊急対策としてですね、どのような施策を考えられておられるのか、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 東日本の大震災を受けて、私どもとしましても防災対策本腰を入れてこれからも取り組んでいかなければならない、そのように思っておるところでございますが、ご案内のように、まず津波が来る前には地震が来ます。地震に対する色々な取り組み減災対策と申しますか、家具の固定から始まって、家屋倒壊のための補強工事等々も含めてですね、耐震工事等々も含めて色々な取り組みも行っていかなければならないと、そのように思っておるところでございます。

しかしながら、どうしても我々東日本の大震災を受けてですね、津波ということがもう頭の中に即、こう浮かんでくるというのが今の実態でなかろうかと、そのように思っております。しかしながら、ご案内のように明和町高台がございません。したがって、津波避難ということについてはですね、まず避難経路を確保し、さまざまな障害物を除去し、そして一定安全なところに避難するという、その方法がベターであるというふうに今考えております。

ご指摘の徒歩や自転車や、あるいは車で逃げられる方等々もたくさんお見えになろうと思いますけれども、それぞれの地震の発生する時間帯によって、さまざまなことが考えられると思いますので、今、我々としては地域の人たち、住民の方と一緒にですね、どんな方法で、どんな形の中で避難するのが一番最良かということについて、協議を始めたところでございます。したがって、これからですね、早急に住民の方の意識もちゃんとできるようにですね、協議を重ねて1つの避難経路、避難対策を考えていきたいと、そのように思いますので、どうかこれからも色々なご意見を賜りますよう、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 現在の町長のお考えはですね、町の考えとして普段からよく承っておるところでございます。やはりそれを一刻も早く救急対策としてですね、やはり打ち出してもらわないと、避難棟とかそういったものでは、本当にわずかな命しか助けられないということもありますので、とにかく逃げることとよく言われてます、全国で。これが避難指示が出てから海岸線では20分で津波が来るまで、どこまで逃げられますかと、こういうことがどこでも心配されておると思うんです。これについて町の対策をお尋ねをしたいんですが、そのついでと言うたらおかしんですが、私のともかくアイデアと言いますか、そういったものをここで提案させていただいて、今後の行政の参考にしていただけたらありがたいなというので、津波の緊急対策としてですね、少し私の提案をさせていただきたいというふうに思います。

別紙資料でございますので見ていただいて、これの前にナンバーワン、ナンバーツー、ナンバースリー、その後ろに下手な地図がございます。まず明和町における津波による被害を受ける危険地域の避難対策の1つの方策といたしまして、地震が来て津波が来るとき誰でも必要な方法と手段は、とにかく逃げること、手段方法は、手段は徒歩、自転車、車しかないです。だが、しかし、しかし、どんな手段もほとんどパニックで歩く人、自転車の人、車で道が混雑して使えないので、使用不可能です。避難指示から15分で津波に襲われるので、逃げられる人は少数であります。とにかく逃げるのが全く不可能になる。ほとんど全員死亡、全滅に近いということに海岸地区の方々はなろうと思われま。そのためどんな方法も手段も不可能な状態であることをですね、解消する1つのアイデアとして提案を申し上げたい。

これは次のページに、不可能を解消する手段として、明和町の大淀地区の災害時の避難対策としまして、スキー場のロープウェイ、これはですね、現在ご存じのスキー場が非常に全国的にもうブームが去りまして、あちこちで休止とか廃止

のスキー場がございます。そういったところの施設を上手く再利用するならば安く手に入ると言いますか、そういうことも考えての私の提案でございます。で、スキー場のロープウェイと同じものを大淀地区と大仏山の丘陵地を結びルートで建設する。安全のため外回りと内回りをつくります。海岸の集落の主要駅から乗車できる30人乗りの空中ケーブルカーを外回りに20台、内回り20台を付ける。また主要駅までは八木戸、山大淀のほうからと、それから東のほうからと、リフトで主要駅に、一応主要駅というのは大淀のコミセンあたりにつくるとしましたら、両ほとからリフトで集合すると、こういうことでロープウェイは普段は、それじゃ明和町の観光ルートとしてですね、大仏山観光空中散歩の施設として常時稼働して、明和町の観光施設として使用すると、こういうことであれば観光地としての施設としても使える。緊急のときは緊急対策としてですね、避難施設として使える。こういうことで考えました。危険な地域にいた人を安全な場所に運搬移動ということで、危険地域の大淀地区のほぼ全員の2,400人を20分で安全地帯へ運搬移動できるということで、方法は先ほど申し上げた外回り30人、10台に30人乗って、一遍に300人の人が移動できる。内回りも同じように300人の人が移動できる。これを回数でいきますと、1回目は避難指示が出てから発令後に5分で、最初600人の人が移動できます。片側に5台で10台止まっていますから、で、内回り外回りとありますから、600人の人が移動できます。

で、2回目はその倍で1,200人、3回目は15分で1,800人、4回目ではほぼですね、そこの住民の2,400人の人が何らかの形で移動できると、安全場所に移動できるということになります。これは私の提案でございますが、裏側に下手な図が描いてございます。また後ほど質問があったら、いつでもお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございますが、これについて一言町長さんの感想をお願いしたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田辺議員のこのロープウェイとリフトによる避難施設の構想と申しますか、ご提案を賜りました。感想と言われましたですが、すごくこう

奇抜なアイデアというふうを受け止めております。参考にといいわけにはまいりませんけれども、1つの考え方として、田辺議員のご提案ということで受け止めていただきたいと思います、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問はございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 私の本当に突飛なアイデアに対してですね、少しばかりはご賛同いただけるようなご返事をいただきまして、今後とも期待をしておりますので、行政とともにですね、我々頑張っていきたいというふうに思いますので、これで私の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

9 番 乾 健 郎 議 員

○議長（北岡 泰） 次に、5番通告者は、乾健郎議員であります。

質問項目は、行政全般と、定住自立圏についての2点であります。

乾健郎議員、登壇願います。

○9番（乾 健郎） 本日の一般質問の指名をいただきました乾健郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は特に例年にない寒い日が続き、先日の梅祭りもなかなか梅の開花が寂しいものでございましたが、3月になり春の兆しが見えてきたかと思いましたが、また寒さが逆戻りの感じでございます。そして東日本大震災をはじめ、原子力問題はちょうど1年が経ちました。しかし、今なお厳しい現状であります。特に今年の寒さは避難所暮らしの方々にとっては、本当に厳しいことだと思います。少しでも早く復旧していただきたいと強く思っております。

そして当明和町などの東海地方では、東海、東南海、南海地震が必ず起こると言われています。そこで明和町の24年度の事業方針と予算編成についてお伺い

たします。特に防災関係は一番重要と思います。災害対策基本法の第5条にも、「市町村は基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域にかかる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」とあります。その中で、明和町はどのような防災対策に今後の事業方針を立てて考えてみえるのか、今年の町の方針の第一に、防災対策を考えてみえますが、そこには今までにない予算編成をしてみえるのか、しっかりとした防災対策事業の方向性を見据えて進んでいただかなければと思いますので、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 乾健郎議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 防災対策事業の方向性ということで、ご質問をいただきました。今までは東海、東南海、南海地震ということを中心に置きながら、阪神淡路大震災直下型地震を1つの考え方の基本に置きながらですね、今まで防災対策を進めてまいりましたが、昨年3月11日の東日本の大震災、これらの震災を受けまして、また新たにですね、やはり津波被害の災害対策の甚大さ、そのところをですね、やはり我々としては念頭に置きながら、もう一度その明和町の防災計画の見直しをやっていかなければならない、そのように今、考えているところでございます。

具体的な中身につきましても、後ほどの予算特別委員会のほうで種々個別の問題については議論をいただくという、形になろうかと思いますが、この防災対策を進めていく上ではですね、どうしても必要なのは、いわゆる自分の身は自分で守るという自助の考え方、そして地域や近隣の人が集まってお互いに協力しながら防災活動、いざというときの助け合い。それらに取り組む共助の考え方、そしていわゆる被害を最小限に食い止める我々の防災対策、いろんな施策を行う公助の考え方、この3つの要素をですね、やはりこれからの防災計画の中に、きちっ

と位置づけておかなければならないと、そのように思います。特に防災防ぐ方だけではなしにですね、阪神淡路大震災以降、この減災ということについてもですね、十分考え方を浸透させていかなければならない。そのように思うところがございます。

したがいまして、これから我々としましてですね、色々な形の中での防災対策を進めていきますが、例えば共助という1つの中では自主防災組織の強化育成、これは補助制度を創設させていただいて、何とか地域の自主防災の組織の中です、お互いに助け合う、そういう気持ちを醸成させていただく、そういうことももっともっと取り組んでまいりたいと、そのように思うところがございますし、自助努力の中ではですね、やはり防災意識を高めていただこうというのが、一番の大きなねらいでありますので、今年、予算にも計上させていただきましたが、6月の17日に防災教育の第一人者であります群馬大学の片田先生をお招きをしております、防災に対するいろんな考え方なり、お話をお聞かせいただく機会を設けていきたいということで、予算に計上をさせていただきました。

当然、減災というような部分の中では家具の固定とかですね、木造の耐震化促進に関する費用とかですね、そういったものをやはり、これは公助の部分になるかなというふうに思いますけれども、そういった手立ても、やっぱりやっていかなければならない、そのように考えておるところでございます。また、先ほどの田辺議員のご質問にもございましたけれども、避難経路の確保、要援護者の支援という、そういった部分もですね、やっぱり我々としては、重点に置いてですね、これから防災計画を再構築していきたいと、そのように思うところがございます。

いずれにしましてもですね、この地域防災計画というのは、昨年10月に三重県のほうから津波浸水想定区域が発表されましたけれども、新たにですね、やはり中央での防災会議の中で、しっかりとしたその津波浸水区域等々の、その予想の部分が発表されるというふうに聞いております。したがいまして、それらに基づいて、いわゆるさまざまな防災対策をですね、もう一度練り直していかなければ

ならないと、そのように思います。いずれにしましても基本となりますのは、自らの部分、自助、共助、公助、そして防災よりも減災、そのこのところにですね、これから力を入れて防災対策を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾健郎議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。また防災に対して一番大事なのは、子どもたちへの防災、保育園、幼稚園、学校への防災だと思います。学校等の防災訓練について、今後どのようなマニュアルを充実していくのか、お聞かせください。特に大淀のなりひら保育園、大淀小学校の場合、避難施設等の考えもお聞かせいただけませんか。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） マニュアル等の作成ということでございます。すでに学校とかですね、幼稚園、保育所におきましても、一定災害対策マニュアルをとこのをつくっておりますけれども、今回の東日本の大震災という形の中で、一定またマニュアルの見直しもですね、きちっとやっていかなければならないと、そのように思っておるところでございます。

その中でですね、どのような形のものかという形になろうかと思えます。特になりひら保育所につきまして、今までの取り組み等々をご紹介させていただきますと、とにかく国道23号よりか南に逃げよと、1つの目標は担い手センターを目指して避難するという、そういうことを1つ想定しながらですね、訓練のほうも行っていただいております。しかしながら、実は小さい子どもさんがたくさんいるわけでございますので、その子どもたちを現在の保育士ですべて対応できるかという、非常に苦しい部分がございますので、我々としてはその地域の人たちも何とか支援をいただきたいと、そういう形でですね、実は働きかけも行わせていただいております。大淀の小学校は一応耐震工事は完全済んではおりますけれども、皆さん方が心配される液状化問題もあろうかというふうに思います。 1

00%大淀の小学校が安全な一時避難場所ということは現時点ではなかなか断言できないという部分でございます。そういう意味では新たな整備も必要かなというふうには思いますが、即かかれるということではございませんので、とりあえずは一時的に避難できる、そういう方策をきちっと考えていかなければなりません。

で、その途中にですね、高い建物が実はあるわけではございませんので、とにかく安全なルートを確保しながら避難をする、その一点に今のところ尽きるかなと、そのように思っております。ただ、地域の人たちの応援もいただかなければなりません、そのための道具と申しますか、子どもたちを安全に運ぶ車というのですか、リヤカーも含めてですが、そういうものの配備もですね、合わせてやっていきたいと、そのように思っておるところでございます。

いずれにしても、子どもたちの安全をまず確保するというこの中で、学校、あるいは幼稚園、保育所も含めてですね、今まで以上にこう訓練を重ねていただくことが最大の安全避難につながっていくのではないかと、そのように思っておるところです。したがって、なりひら保育所につきましても、月に1回最低避難訓練を実施していただくように、園のほうに申して、するようにですね、園長のほうに申しているところでございます。そういったことの中で、またこれからも地域の人たちの協力もいただきながらですね、まずは子どもたちの安全確保のために努力をしまいたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 続きまして、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、町長が言いましたように、この学校におきましてもですね、防災教育はこの間から、3.11にかけてですね、県からきました防災ノートというのがありまして、それに基づいていろんな授業をやっていこうということを考えています。で、現実的に考えてみますと、学校にいる時間というのは8時から4時まで8時間、24時間の中の3分の1だけしか我々の学校が子どもたちを掌握できるというような時間が、あと3分の2は家庭であったりとか、通学路上であったりとか、遊び時間であったりとか、遊んでいる部分であったりとか、色々の場面がございます。今までは学校のマニュアルの中には割とその津波とい

うことではなくって、地震とかそういう対策だけが多かったんですが、これ下御糸についても、それから大淀小学校についても、そのことについては逃げるというのを、まず第一に考えなければならない。そのためにやはり親子でその防災ノートをもとに、どういうところへ逃げるかということも考えなければならない。ということを考えてます。

下御糸小学校においても、じゃあ子どもが家にいる時に、大人がいない時の場合も考えられます、夏休みなんかで。そうするとどこへ逃げるかということ、まずしなければならぬ。地域によって違う。イオンに逃げなさいと言うだけでは、これ事足りないんです。学校へ来なさいということでも事足りない。やはり八木戸やとか根倉やとか、そこはどこへ逃げたらいいんやということ、やはり確定しなければならぬだろうと思っています。で、大淀もしかりでございます、家におる時にどこへ逃げたらいいか、遊んでおる道中にどこへ逃げたらいいか、山大淀やったらどういう道を通ってどういうふうに逃げるかとか、そこらまできちっとやはり確立しなければ、やはり防災教育の中で避難をしなければ、しなければならぬのではないかということ、やはり我々としても考えながら、校長にはそういう面で学校でしっかりとやってほしいと、今、PTAの親御さんとそこら辺を詰めていくというのが今段階であります。

中学校におきましても、じゃあ中学生帰り道にそれが遭った時に家へ帰るのか、大淀の小学校、大淀の子らは家へ帰るのか、下御糸の子は家に帰っていくのかということになりますと、まず場所によっては学校へ戻れと、それからもう笹笛越えておったら担い手センターのほうへ行けとか、そういう場所場所という形の中で、きちっと押さえていかんといけないだろうと、そこら辺は親子での話し合いをきちっとしてほしいと、それから学校としての子どもたちがその認識をする手立てを、これからしっかりと考えていかんといふふうに思っております。そういう今の段階で、防災教育に力を入れていきたいというのは、来年度に向けての方針でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾健郎議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。東海、東南海、南海地震について、三重県の三重県地域防災計画被害想定調査報告書の発表によりますと、東海地震は発生確率は、いつ発生してもおかしくない状態で、マグニチュード 8.0、東南海地震は60から70%、それでマグニチュードが 8.1、南海地震は50から60%で、マグニチュード 8.4です。そしてこれまでに想定されている明和町の被害は、建物全壊が 763棟、喪失 140棟、人的被害で死者12人、罹災者 1万 9,146人、津波被害の死者 9人、建物全壊 1,256棟という数字が発表されています。

そしてさらに今世紀前半に起こるとされる東海、東南海、南海地震について、東京大学総合防災情報研究センターの古村隆志教授が学術講演した、これまでに想定されていた東海、東南海、南海の各地震が同時に起こる三連動に加え、東日本大震災のように浅いプレートも動く四連動の可能性を指摘、超巨大津波への備えを訴えたシンポジウムで報告をされました。東海、東南海、南海等プレート地震で四連動地震、東日本大震災では海底の変動や津波解析から、想定震源域のプレート境界、海底から深さ10から40kmが複数連動して動いたことを加え、陸から離れた海溝に近い浅いプレート10km以下も大きく動いて隆起し、巨大津波になったと考えられている。東海、東南海、南海地震はそれぞれ単独だったり連動したりと、さまざまなパターンが発生している。1707年の宝永地震では3つの震源域と、さらに西方の日向灘の一部が連動し大津波を引き起こした。これらの震源域、南方の浅いプレートも1605年の慶長地震で動いて大津波になったと考えられる。古村教授らは三連動の宝永地震に慶長地震も連動した四連動に想定で津波の高さを計算すると、三連動は高知県の最大12mだったが、四連動なら20mになるなど、太平洋沿岸の各地で 1.5から 2倍になった慶長地震の震源域が、先に動くパターンなら津波が重なり、さらに高くなる可能性があるという。

また、東日本大震災で地震動による建物被害が少なかったことについて、阪神淡路大震災で問題となった民家を壊す周期の地震動や、高層ビルなどを大きく揺

らす長周期地震動が東日本の地盤や地震の特性から少なかったと指摘、東海、東南海、南海地震では建物を壊す地震動は比較にならないほど強くなる。内陸の京都や滋賀でも対策を怠ってはいけないと話してみえるそうです。現行で想定される津波の浸水域以外の人も心構えをしておいてほしい。とにかく地震後は海拔20m以上の地点に逃げてほしいと警鐘を鳴らしている。

そしてまた別の記事では、東日本大震災のような連動型地震における液状化現象は、大地震が単発で起きた場合よりも激しくなる可能性が高まることを清水建設が突き止めた。千葉県浦安市の埋立の地区の沈降量の4割が本震の30分後に起きた最大余震、マグニチュード7.7によるものだった。連動型地震では本震の揺れが長く、直後に大きな余震が起こる確率も高くなるため、液状化の被害が拡大しやすいという、浦安市内の埋立地区の地下に砂な粘土を埋立用の土の層がどの程度の厚さで重なっているかを調査、大震災の本震と最大余震の地震波を入力して模擬実験した。本震で約17cm、最大余震で約11cm、合わせて約23cm沈降するという結果になった。実際に浦安市内の沈降量を調べたところ、平均30cm程度と模擬試験の結果とほぼ一致した。大震災では浦安市付近での揺れは3分と長く、揺れ始めてから80秒後に液状化が始まった。収束しないうちに最大余震が茨城県沖で発生、再び液状化が加速した。今回の震源だとマグニチュード7級が単発で起きただけなら、浦安市の埋立地区はほとんど液状化しないという、清水建設技術研究所の構造地盤解析グループ長は、東海、東南海、南海の三連動地震の場合も、地中深くまで地盤を固める処理をするなど、液状化が激しくなる点を考慮して対策をとるべきだと指摘している。

過去、地震での液状化減少が顕著だったのは、1964年6月16日に起きた新潟地震で、新潟市内では液状化によって4階建ての県営アパートが倒壊した。95年1月17日の阪神淡路大震災のときは、神戸ポートアイランドや六甲アイランドが大規模な液状化が発生、岸壁が崩壊したと書かれていました。

三重県地域防災計画被害想定調査報告書の発表によりますと、明和町は海岸線すべてが液状化の危険度が極めて高い地域に指定されています。特になりひら保

育園、大淀小学校の場合を考えると、港に近く、液状化が起こる可能性は大変心配なところにあります。そして地震での建物崩壊、喪失、道路等の液状化による避難経路の確保が密集地を歩いていかなければならないために、大変難しくなりますし、時間がかかります。そこへ津波の心配、液状化の耐力不足を考えられますので、小学校の避難場所としての確保は難しいように思います。たくさんの児童を安全に迅速に誘導するには、大変な労力が必要と思われませんが、いかがですか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 確かにおっしゃられるようにですね、液状化の心配がございます。しかしながら、ただ今の時点ですね、じゃあそれに代わるものというふうなことが早急に手当ができれば、それはそれで結構なんですけれども、なかなかそこまではいきません。したがって、先ほど教育長も申し上げましたが、小学校、そしていろんな場面を想定しながら、とにかく逃げるという、避難をする、その経路をですね、やっぱりきちっと確定をしっかりと地域の人、あるいは子どもたち、すべての人らが確認できるような、そういう方策をですね、まず考えていかなければならないと、そのように思います。

大淀の地域の人たちは、ここ3年間の間に3回、町の総合防災訓練の中でですね、避難を実際に担い手まで歩いていただいて、自分たちがどれぐらいの時間でそこまで到達できるかという、そういう訓練をですね、重ねていただきました。ある小学校ではですね、裏山へ、あるいは一時避難場所へ避難するのに、当初の段階はいわゆる20分程度かかっていたやつが、確か5分以内で子どもたちが、その一時避難場所へ避難することができるという、いわゆる訓練を何回となく重ねていただいて、その意識を高め、そしてそういう経験を積むことによってですね、身の安全を守るという、そういうその部分があるかと思っています。

したがって、液状化の問題も含めて小学校どうするのか、今、検討委員会を立ち上げて、24年度にさらに具体化を図る中でですね、防災対策を含めた老朽化だけではなく、防災対策を含めた施設の整備というのもですね、早急に

着手をしていく必要があるのかなど、そのように思います。ただ、地元の人たちの合意を得なければなりませんので、一定の考え方をお示しする中でですね、早急にそういった地震対策も含めた対応を考えてまいりたいと、そのように思うところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾健郎議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。これは東日本の津波の被害を受けた学校、大川でしたかね、の学校の児童74人、教職員10人が死亡した、行方不明になっている宮城県石巻市立の小学校なんですけど、保護者に対して教育委員会の説明で、校長は小学校が作成していた危険管理マニュアルを説明、津波被害が想定される地震などの災害時の避難先について、高台や空き地などと記載していたが、具体的な場所や地名を示していなかったことを明らかにし、教員らもどこへ逃げるべきかわからず、判断の遅れが出たのかも知れないなどと述べています。

市の教育委員会は、児童らからの聞き取り調査をもとに、新たにまとめた報告書も公表され、当時の避難について避難場所を定めていなかったことにより、高台避難が迅速に判断できなかったと記載した。また小学校では年1回の地震を想定した避難訓練も児童が校庭に避難した時点で終了していた。緊急時に迎えに来た保護者らに児童を引き渡す訓練も計画されていたが、実施されたことはなかったことも明らかにされ、教育長は、教育委員会として学校が定めた防災計画や避難訓練の取り組みの効果的な実施を指導するなど、津波に対する危険意識を高めおくべきだった。天災と人災の両方の面があったと思うと述べられたそうです。

やはり先ほど教育長さんが言われましたように、もう徹底して、ここの地域はここを、どういうとこまで逃げるとい訓練が、本当に大事じゃないかなという気がします。また町長言われましたように、もう訓練の徹底がもう今の明和町にとっては高台がありませんので、それが一番もう大事じゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今後、震災はいつ起こるかわからないので、

その緊急性が大変大事になります。そういった中で避難タワーの建設も大事かと思いますが、大淀小学校は建設してから50年経過していますので、ここで早く避難施設になる施設として、少しでも安全な場所に、少しでも早く改築工事を進めていただくのが一番だと考えられます。そういう点について、町のお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、大淀小学校の改築を早めたらどうかというようなご質問があったと思います。現実には、その検討もしております。町長とその建設の補助金どんだけあるんやと、それやったら3分の1しかないという形で、文科省へのほうへその防災の形がとれば、もっと補助金を上げてくれという要望もいたしましたし、そういうことを陳情に行ってもまいりました。

それともう1つは、大淀小学校は50年経っております、今現実に義務教育施設整備検討委員会というのを立ち上げましてですね、その中でもやはり議論をしていただいております。で、その中学校も建設60年が経とうとしています。で、ちょうど中学校の耐用年数と大淀小学校は5年しか違いがありませんので、やはりそこら辺を踏まえながら、どうしていくかということを考えていかなければなりません。ただ、それを町が検討していく中身で、来年度はもっと具体的な方法を考えなければなりません。で、やはり移転、大淀小学校であれば移転をしなければならない。移転をどこへ持っていくか、そのことをやはりしっかりと議論していただかないと、やれ土地の購入やらいろんな問題があって、場所の選定をどうしていくのかというのが、やはり地元の人たちとも、いろんな形で論議して相談していかなければならないだろうというふうに思っています。何はともあれ、その検討に24年度は具体的に入っていかうということで、今、検討委員会でも話し合いをしていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

乾健郎議員。

○9番（乾 健郎） 一番最初にも言わせていただきましたけど、やっぱり災害

対策基本法に、防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務があると書いてありますので、早いことの対応も人災を招かない方向じゃないかと思っておりますので、十分な早い対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

去年12月にはね、文部省へも行っていただきましたし、やっぱり防災対策が移転することが、防災対策にも大きな防災対策になるんじゃないかと思っておりますので、そういう観点で、中学校も大事ですけど、小学校はもう場所的にね、特に5分になったといえども、本当に地震が来て、先ほどの記事のような形ですとね、避難経路が確保するのが、あの場所ですと本当に難しいんじゃないかと思うんですよね。そういうことを考えていただくと、やはりもう一番大事なのは改築をより早い方向で、決断していただくことが一番大事じゃないかと思っておりますので、今後、よろしくお願いいたします。

それから次に移らさせていただきます。三重県の24年度事業廃止や一部補助金の削減があると聞きますが、明和町への影響と、明和町としての事業推進をどのように考えていかれるか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の三重県の平成24年度の予算編成にあたって、一部補助金等々の圧縮と申しますか、削減が行われました。1点目はですね、放課後児童対策事業補助金の削減ということで、12%圧縮をされました。したがって、我々としましては大変な思いでございますけれども、しかしながら、県の補助金、国の補助金が削減されたからといって、我々が行うその事業をですね、圧縮することなく、削減することなく、事業の進捗を図っていかなければならないということでございます。したがって、その分ですね、町の持ち出しが多くなるわけでありまして、それはやむを得んという形の中でですね、事業の進捗を図っていくという、そういう中身になろうかと、そのように思います。

それからもう1点は、合併浄化槽の補助金が廃止をされました。これにつきましては、もうすでにですね、新築の家につきましては合併浄化槽が当然のことと

言われるような状況になってきたということの中で、廃止が打ち出されました。しかしながら、ご案内のように明和町の場合は、下水道、農業集落排水事業含めてですね、まだまだ行き届かない部分がございます。したがって、急に事業補助を止めるのではなしに引き続きやってまいりたいと、助成を行っていききたいと、そのように考えております。

また、一方で削減ばかりではなしにですね、浄化槽の場合は、いわゆる単独浄化槽の撤去とかですね、新たに合併浄化槽を設置する場合の助成、撤去費用、そういうものが新しく県のほうでも制度として創設されましたので、町としてもですね、それを受ける形で助成事業を行っていききたいと、そのように思っております。

あと全体的な部分の中ではですね、大変いろんな形の中で厳しい県財政、圧縮というか縮減がされるわけでありましてけれども、なるべく我々としては事業効果、町民へのサービスの低下を招かないように頑張ったいと、そのように考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。そうすると明和町の24年度以降のですね、この事業廃止や縮小、一部補助金の削減がどのようになってくるかという懸念が生じてくると思いますので、その辺についてもちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 行政改革という面ですね、経費の節減ということは色々考えていかなければなりませんけれども、事業効果をやっぱし最大限こう考える中でですね、取捨選択というのは余儀なくされるのかなというふうな思いがしております。

したがって、闇雲にですね、補助金をカットしたりとか、縮減したりとか、

そういうことではなしにですね、やはりそのお金を支出することによって、どれだけやはり効果が上がっておるのかどうか、そういったところの検証をきちっとやりながら対応をしていかないとですね、財政が厳しいから、県の補助がなくなったから、じゃあスパッと切るんだということではなしにですね、その効果なり色々検証しながらですね、今後は対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。国の予算も減ってますし、県の予算も減ってますし、大変厳しい財政を強られるわけですので、色々なご苦勞はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、産業発展のための今後の事業方針についてお伺いいたします。明和町の発展のためには、産業の発展が欠かせないと思いますが、いかがでしょうか。産業の発展のための今後の事業方針をどのように立てていかれるのか、そこでの予算編成をどのようにしてみえるのか、しっかりした事業の方向性を見据えて進んでいかなければならないと思いますので、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 産業発展のためということの中では、我々としましては新しく策定しましたですね、明和町の第5次総合計画、これを1つの基本に置きながらですね、色々進めてまいりたいと思うところでございます。

特に産業という形の中で、平成24年度の農林水産業費、これがまた後日ですね、予算特別委員会のほうで色々ご論議をいただきますけれども、総枠としまして約2億8,000万円の予算を計上をさせていただいております。前年度比2,300、約70万円ほどの増ということで、予算編成をさせていただきました。その中で基本計画、あるいは取り組み項目についてですね、概略ですが、新年度事業についてご説明申し上げ答弁に代えたいと思いますので、産業振興の面、農業、水産業、そして商工

業、観光の面でですね、ご説明申し上げたいと思います。

内容につきましてはですね、少し細かくなりますので、産業課長のほうから、その概略を申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 産業発展のための事業方針並びに予算編成につきましてのご質問でございます。長くならないように簡略に説明をさせていただきたいと思いますが、どのように進めていくかにつきましては、明和町第5次総合計画を基本といたしまして、基本項目取り組み項目に基づきまして、農業の振興、水産業の振興、商工業の振興、企業誘致の取り組み、観光の振興、こういった項目について、それぞれの取り組み項目を立て推進しているところでございます。

まず農業の振興、こちらにつきましては7つの項目、取り組み項目がございますが、まず1点目、優良農地の保全、2番目、担い手の育成、農地の集積、3点目、生産調整の推進、4番目、農産物の育成被害防止、5番目、地域特性を生かした異業種との連携、6番、食育と地産地消の推進、7番、農業基盤の整備、こういった部分の項目になっております。これがそれぞれの振興別にですね、各予算を付けて24年度事業編成しております。これをいちいちというか、細かく言うと本当に長くなりますので、まず農業基盤、農業振興の面では農業基盤の整備について、簡単にちょっとご説明をさせていただきますと、今年度農業基盤の整備で町単事業舗装事業といたしまして450万円予算化しております。また宮川用水の関連事業といたしまして1,000万円の道路整備、あるいは幹線排水路整備及び浚渫、こういったもので700万円計上しております。また県単土地基盤整備事業では明星準幹線排水路の規制構造物の撤去及び法面の整備、こういった部分の予算化も合わせてしておるところでございます。

次に、経営体育成事業、牛場地区斎明線、斎宮地区のパイプライン事業でございますが、こういった部分でも平成23年度の繰越分1億円、それと24年度予算の付くであろう1億5,000万円、こういった部分の中で工事を実施し、事業の進捗を図っていこうという考え方、こういった部分の中でですね、農業基盤の整備の

面から見ても、こういった予算を付けながら各地区での事業推進を図っているところでございます。

また、水産業の振興では2つの大きな柱がございますが、1点目は漁場の整備、それともう1点が漁港と漁港海岸の整備、こういった部分の中で取り組みを進めていきたいと考えております。まず漁場の整備では水産振興補助といたしまして、例年のとおり関係団体に対してですね、補助してまいりたいと考えているところでございます。また2番目の漁港と漁港の海岸の整備につきましては、下御糸漁港の地域水産物供給基盤整備事業によりまして、下御糸漁港の西護岸の消波工の整備異型ブロック、4tブロックをですね、また積まさせていただきますと考えているところでございます。また水産物供給基盤機能保全事業によりまして、現在、漁港の機能診断をしながら進めさせていただいておるわけでございますが、こちらにつきましても、早期に本格的な補修工事にかかってまいりたいと考えております。また大淀漁港につきましては、現在、高潮対策事業を実施しているところでございますが、平成24年度につきましても2億4,000万円の予算が付いてまいりました。また23年度の繰越分1億1,000万円と合わせまして、合計3億6,000万円をもちまして海岸堤防の工事に着手し、実施していく予定となっております。

それと、次に商工費でございます。商工費の振興では3つの柱かございまして、商工業の活性化、経営基盤の強化の支援、特産品の振興に基づき事業推進していきたいと考えておるところでございます。まず1点目の商工業の活性化では、商工会と連携しながら町内企業の経営支援を図るとともに、地元商工業の活性化のための支援事業を実施してまいりたいと考えておるところで、商工会補助といたしまして610万円についての予算化をお願いする予定でおります。また2番目の経営基盤の強化の支援についてでございますが、こちらについては予算の計上としてはいたしておりませんが、公共事業発注の平準化への1つの取り組みといたしまして、県等の発注工事の地元業者への配慮、こういったことについてですね、県に対して要望していくこととしております。また特産品の振興では特産品振興

連絡協議会を通じ、特産品の開発や販売による町内企業への連携を図るとともに、県内外へのPRを進めていきたいと考えております。

次に、企業誘致の取り組みではですね、企業誘致の促進を取り組み項目としておりまして、今年度につきましても事業所設置奨励金についての予算計上をしております。合わせて、この設置条例交付金につきましても、今年度いろんな意味合いから条例改正の必要もあろうかと考えておるところでございまして、来年度の早いうちに条例改正等もしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光の振興でございます。観光振興の施策の促進を取り組み項目といたしましては、実施しているところでございまして、まず1点、平成22年度に策定いたしました観光振興計画に基づきまして、関係団体との意見交換やめい姫を活用して、町のPRをしていきたいと考えております。もう1点は観光協会との連携と、町との役割分担、こういったものを明確にしながらですね、それぞれの役割を果しながら観光客の誘致を図るための観光協会補助といたしまして、本年度も予算を計上しているような状況でございまして、今、ちょっと早口で色々ご説明させていただきましたが、5つのそれぞれ農業、漁業、商工業、企業誘致、観光、それぞれの取り組みにつきましてもですね、それぞれの項目に合わせた予算を計上し、推進していくこととしております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） どうもありがとうございました。明和町発展のためにはやっぱり今までにない、例えば斎宮跡を中心とした観光産業だけでは力は弱いと思うんですよね。ですので、農業、漁業、産業を単独に進めるよりね、一緒に考えていただいて、6次産業化の方向性を探ったりですね、トータル的な明和町独自の産業をもうひとつ大きな形で見ていただかなければ、今後の明和町の発展が難しいんじゃないかと思っておりますので、こういう方向での考えはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃるようになりますね、農業は農業、漁業は漁業という形ではなしに、我々6次産業はなかなか難しゅうございますけれども、農商工連携という1つの取り組みがございます。それは現在のお米ならお米、お米とプラスチック何か、やはり漁業者と連携する。あるいは商工業の商業者のこの販売ルートにきちっと乗せていくとかですね、そういったそのお互いの連携をですね、やはりきちっとしていく必要があるんだろうなと、そういうふうな思いをしておりますので、これはどこが中心にという形になると、やはり役場がですね、行政が中心となってそういう事業を進めていかなければならないと、そのように考えておりますので、新たなその6次産業という、なかなか非常にこう転換というのはですね、今、さまざまな自治体でも苦労をしておりますけれども、口で言うのは簡単ですけども、なかなか生み出せないというのが実態でございます。

したがいまして、今あるその産業そのものをお互いにこう連携し合って、新しいものをつくり出していく、その取り組みをですね、24年度はもっともっと強めていきたいなと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。6次産業化が難しいって言われますけど、去年の12月だったかと思えますけど、江議員さんが漁業と農業といろんな産物を合わせて加工してですね、そういう方向性を探っていかれてはどうかというような、こんな簡単なもんからですね、出発するのも大事じゃないかと思えますので、こういう方向性も探っていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

あと地方分権が段々と進んでくると思えます。そこで当然競争が激化することは間違いありません。地方格差は増大し、力のない明和町はどのようなところに行ってしまうのかというのが、すごく危惧されるわけです。特に明和町で期待していました菊川鉄工所も、伊勢への工場建設を発表されましたので、今後の企業

誘致をどこの場所へ、どのような考えをしてみえるのか、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど産業課長のほうも申しあげましたけれども、我々として新たな工業団地、企業誘致の用地というのは非常に、今、難しゅうございますので、逆に申し上げますと、いわゆる未使用地というのか、未利用地というのですか、そういったところを昨年、一昨年以来ですね、ずっと調査をさせていただいて、そして産業ガイドブックというのを実は作成をしております。そしてそれらについては金融機関とか、あるいは不動産会社も含めて県の企業立地課も含めてPRをさせていただいて、明和町にもこういう土地があるよということをアピールさせていただいております。

その中でですね、実は企業誘致のその奨励制度というのを町のほう設けてございますけれども、現在のところはその実態にちょっと合わなくなっているのではないかと、奨励制度をせっかく制度としてあるんですけども、結局、企業側さんにとってはですね、あまりメリットがないというような中身も一部ございますので、改めて今、関係者の中でですね、こう色々見直しておるところでございます。したがって、いずれ条例化のほうもちょっと考えさせていただいておりますので、まだ具体的な案ができましたらですね、議会のほうにもお諮りをして、それを梃子にですね、企業誘致のほうもまた働きかけていきたいと、そのように考えております。なかなか今の経済状況の中でですね、じゃあというのはよっぽどでないといけないわけでありまして、ただ今回の東日本の震災を受けて、いわゆる海岸部に企業を運営してみえる方がですね、もし今度建て替えるときには、やはり海岸から離れたいというようなご希望の方もですね、実は町内歩かせていただいている中では、そういうお話もいただきました。

したがって、何らかの形でですね、町としてもその用地を確保できるような、そういう体制づくりもですね、やっぱりしていかなあかんというような思いもしておりますので、今の企業さんが外へ逃げていかないような、そういう取り組

みもですね、合わせてやっていきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。三重県では木曾崎干拓事業は都市近郊農業地帯としての立地条件を生かし、農家の経営規模を拡大し、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的として、昭和41年度に事業着手されました。その後、最近、太陽光発電所のメガソーラーを民間から誘致する計画を関係機関である東海農政局や愛知県等と打診してみえます。誘致には干拓地の用途変更が必要で、近く本格的な交渉を開始するということです。そういうことを考えますと、明和町もですね、南部丘陵地に企業誘致と太陽光発電設備の誘致を考える方向性を探ってみてはいかがかと思えます。どうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内のように宮川2期工事に伴いましての残土処理の土地が実はございます。それのですね、跡地利用という形の中で、これは当然太陽光発電のですね、そういった施設ができないかどうかということの部分も中部電力ほうにですが、打診をさせていただいたこともございます、実は。なかなかですね、丘陵地であり、それからその地盤の問題とか色々条件を精査していきますと、なかなか我々としてはというか、そういう施設をつくるということについてはですね、非常に難しいなというふうな思いでございまして、なかなか中部電力さんも乗ってきてはいただけませんでした。そういう経過がございます。

新たな取り組みとしての色々なエコ対策が、エコを利用したね、そういったことが考えられるわけでありましてけれども、いろんな方面からですね、また町の活性化のための方法なり手段、そういったものをですね、やはりきちっとこれからいろんなことを考えながら取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。やはり明和町はね、企業が少ないです。何とかいろんな方向性を探っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それから定住自立圏構想について、色々聞かさせていただきたいと考えていましたが、2月27日に、突然明和町等の連帯のことも考えずに、多気町は定住自立圏形成協定締結議案を上程しない意向を明らかにされました。大変残念なことです。明和町は明和町発展のために、明和町としてこの問題について進めるほうが良いのではないかと思います。どうですか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 定住自立圏構想につきましては、昨年の10月11日にですね、中心市宣言をしたときにですね、やはり1市3町で連携してやっていると、内容につきましても1次医療、2次医療、そして観光、そして防災も含めてですね、1市3町がやはり連携してやっっていこうというのが、まず基本でございます。

国の指針では1対1でもですね、計画を策定したり協定結んだりということは可能なんですけれども、我々としては1市3町でやっっていこうというのがベースにあってですね、いろんな面でのそのやり取りを考えますとですね、やはり1町が離脱するという事の中で、明和町だけということではですね、あまり意味がなさないのでないかというふうな思いが実はございます。ただ、この定住自立圏が多気が離脱したからといって白紙に戻ったわけではございませんので、2年間の積み重ねがあります。したがって、冷却期間を置いてですね、もう一回新たに取り組みをし直そうという、そういうふうな思いでおりますので、決して白紙に戻って今までの2年間の積み重ねをパーにするということではございませんので、その点だけご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） ありがとうございます。確かに1市3町がやるべき問題かとは思いますが、やはり明和町にとっては大変有意義な部分が大いにあるんじゃないかと思えます。ですので、側面からいろんな方向性を探って行っていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、乾健郎議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で10分まで。

（午後 3時 00分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 12分）

○議長（北岡 泰） なお、松本議員より所用のため、一時退席をいたしますので、よろしくとのことでございました。

12番 土屋吉昭議員

○議長（北岡 泰） 次に、6番通告者は、土屋吉昭議員であります。

質問項目は、平成24年度町長所信表明に問うの1点であります。

土屋吉昭議員、登壇願います。

○12番（土屋 吉昭） すみません。よろしく申し上げます。今までにはほかの議員さんより重なっているところもあると思いますが、よろしく申し上げます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました件に対しましてお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

平成22年9月の定例会でも一般質問をしたアサリ再開や海苔の養殖漁業振興対策についてお尋ねします。町長は平成24年度の所信表明で、海苔養殖やアサリ再開漁業振興対策について強化を図りますと述べていますが、ご存じのとおり海苔養殖は年により生産が不安定で、平均的な単価は全国的な相場の影響も受け、収益の不安定さと合わせ後継者不足の原因となって、海苔業者は徐々に減少していることは事実です。どのように支援して取り組まれるか、対策をお聞かせください。また明和町の重要産業であるアサリについても同じですけど、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 土屋吉昭議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 土屋議員のほうから農林水産業の活性化、海苔養殖、アサリ採貝漁業の振興対策についてのご質問をいただきました。ご案内のように伊勢湾を取り巻く漁業というのは年々ですが、漁獲高の減少が続いておりまして、特にアサリを中心とする採貝漁業においては、壊滅的な状況にあると言っても過言ではないというふうに思っております。平成22年度のアサリの水揚げと、23年度持ち直したとはいうものの、22年度はですね、10分の1以下に落ち込んだという、油代にもならなかったというようなお話を、漁業者の皆さんからもお聞かせをい

ただいておるところです。

また、海苔養殖におきましてのですね、海水温の上昇に伴いまして、養殖期間の短縮をどうしても余儀なくされるというような、そういう状況になっているということも、漁業者の方からお聞かせをいただきました。これら伊勢湾漁業者の経営を安定させるために、新たな支援策が必要であるというふうに思っておるところです。漁場の抜本的な対策を講じるよう、国、県に対してもですね、要望をしてみたいと、そのように思います。町の水産振興対策として、アサリの漁場ではですね、海底土壌の状況改善というのをひとつ主眼におきまして、漁場環境の回復保全をまず図ってみたい、そのように考えます。平成22年度予算でも23年度予算でもですね、ポンプ式のマグアの購入補助をさせていただきまして、アサリの資源の回復に向けた事業に取り組んでいるところでございます。

平成23年度、去年はですね、幸いにも津市から以南ですね、1,500kgのアサリの稚貝を購入できました。そして稚貝放流を行った結果ですね、色々と漁獲高が上がったというふうな報告を受けておるところでございます。平成24年度におきましても同じような事業ができるかどうかは、少しばかり不明でございますけれども、状況を見ながら対応をしてみたいと、そのように思うところではございます。

漁業の振興対策としましては、その時々状況によりまして、色々と手を加えていかなければならない、対策を講じていかなければならない、そのように思うところでございまして、予算面では平成23年度同様の水産の振興対策費事業補助として180万円予算で計上をさせていただいておるところでございますので、よろしく願い申し上げまして、答弁に代えたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。何か24年度、今年は良かったんですけど、来年はどのようになるか、天候によって海苔、アサリは全然わかりませんので、1,800万円もの予算を一応みていただいているということで、ご理解

したんですけど、来年また先のことはちょっとわからないので、またその点についてはよろしくをお願いします。

続きましてアサリの稚貝の放流についても、以前と減っているようなんですが、どのようにお考えですか。また増やすような考えはあるのか、ちょっとその点についてもお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） アサリの稚貝の放流についての考え方でございます。

幸いにも先ほど町長の説明の中にもありましたとおり、昨年度と申しますか、平成23年につきましては津市のほうから 1,500kgのアサリが購入できたわけでございます。ただ、こういったことがですね、今年度と申しますか、来年度24年にも購入できるかと申しますと、そのときの状況により異なってまいると考えております。と申しますのも、他地域ではカイヤドリニクノとかいった寄生虫の関係とか、そういった部分の貝の中におりますので、それをふんまえてしまいますと、こちらのほうでそういった害虫をですね、繁殖させることにもつながります。そういったことから、そういった何も正常の稚貝が購入できるのであれば、こちらの下御糸、大淀沖でも放流もできるかと思いますが、その時々状況によって異なってまいるということがございますので、その稚貝放流についてはですね、引き続き実施できる事業、現時点で確約できるものではないといった考え方で、私どもはおるわけでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ということは、今年は全く先がまだ見えない、稚貝について先が見えないということですか。また状況下、予算的にも一応みていただいておりますんですけど、そこら辺どうなんですか。一回ちょっとお聞きしたいです。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 先ほども申しましたとおり、いろんな病害虫の関係も
ございます。病害虫の発生状況とか、そういった部分の良好な稚魚が買えるので
あれば、購入できるのであれば、当地域での稚魚放流というのは可能だと考えて
おります。

それと先ほども申しましたとおり、今年度につきましてもですね、漁業振興対
策補助といたしまして 180万円の例年の補助をさせていただいておりますので、
それはその時々によりまして、有効に活用させていただきたいと考えており
ます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。大体わかりました。ありがとう
ございました。

続きましていきたいと思えます。それについては色々また、稚魚についてはま
たよろしく願いいたします。三重県に開発された新種で、新しい養殖海苔とい
うのが三重のあかりがあると聞きましたが、県の許可を得て試験的に明和町の海
苔業者で生産する話し合いはされたことはありますか。その点についてお聞かせ
ください。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 海苔品種の話し合いについてのご質問でございます。

現在、新品種三重のあかりというのが、県の水産研究所におきまして、高水温に
強い品種の開発を進めまして、平成22年4月に農林水産省におきまして品種登録
されたところでございます。通常の黒海苔であればですね、生育障害を起こす23
度以上の水温でも順調に成長し、色や味においてもですね、他品種と比べても遜
色ないというような品種でございます。

しかしながら、当町ではですね、その三重のあかりの品種ではなしに、従来か
らのならばすきびという品種でございますが、これを改良しながら養殖をしてお

ります。で、現段階です、漁業者の皆さんと、養殖業者の皆さんとは話し合いもさせていただいたわけですが、現段階ではならばすさびを使っていますよというようなことですが、ただし、同じ伊勢湾漁業管内でもですね、今一色のほうでは試験的ではございますけども、三重のあかり、これを現在試験的に養殖しております。ですので、こういった養殖経験と申しますか、データが出揃った時点でですね、有効であれば明和町でもそういった品種の乗り換えも考えていかなあかんかなといったことでのお話は、聞いているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） 何か当町ではならばすさびという品種でやっていることと言ってますけど、それより今この新しいのが何か高温水温にも耐え、黒海苔の色落ちもしない。それが今結果的にまだデータも少ないというような結果が出ておるといことで、今後、また大淀漁協なり下御糸漁協と1回共同で一回一張りでもそういところを張られて、一回海でやってみて、検討してもらうような一回説明会というか、そういうのがいいのがもうできているんで、一回その辺の検討もしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） そのような考えは持ち合わせております。ただ、現在種もみの種付けと申しますのが、下御糸漁港にある施設で、全18の漁業者の皆さん一括でやられておるといようなこともございまして、そういった中でですね、一張りだけというような形になるのかどうなのかといったこともございます。そういう状況も考え合わせましてですね、今後、今一色町でやられておる、どのような22年4月から品種登録された品種でございますので、いい部分もあれば、悪い部分は現在のところはわからないわけです。ですので、一シーズン本当に棒に振ってしまうことにもなりかねやんということもございまして、漁業者の皆さん

んは非常に慎重にこういったことを捉えられておるといふふうに考えております。

ですので、向こうの漁業者の皆さんのご意見、色々なデータを集めた中で、そういう部分の乗り換えも検討はしていないかということもございますので、そういった試験的に取り組みができるようであれば、近い来年度でもそういった形で試していけるというようなことがあればですね、試していきたいと思ひますし、そういったことについての協議は綿密に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ちょっとこれは言うてなかったかわかりませんが、先月の2月26日の新聞に、伊勢湾漁港で若い後継者の励みにというタイトルで、今一色の一品、あおさまでのりの記事が出ていました。これについては海苔養殖をする漁業者が年々減り高齢化が進む中、伊勢市二見町の今一色地区では若い後継者が就業し、産地としてのこだわりの海苔づくりに励んでいるという内容でした。これについては一応読まれたら、もし、こういうちょっとした新聞に出ていたんですけど、内容についてよかったらちょっと一回ご意見を、知っていたらご意見をください。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 2月26日の新聞記事でございます。今一色町の取り組みについて存じておるかというようなご質問でございますが、誠に申し訳ございません。ちょっとその事例については把握しておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） じゃあ続けていきます。これについてはもうあれします。

続きまして厳しい財政源の中で、企業誘致支援対策を模索しながら、商工振興対

策を進めていきますという、町長の提案説明でしたが、どのように進めるか、それについてお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 商工業支援対策という形の中で、特にですね、先般、先ほど乾議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、明和町の事業所設置条例、これのいくつか問題点もございますので、改正が必要あると考えておるところでございます。そこら辺をこの設置条例を梃子にですね、色々と対策を考えていきたいと、そのように思うところでございます。

具体的な検討事項としましては、1点目、機械化が進んだ製造業者などの中小企業においては、雇用を増やすことは容易ではありませんけれども、現行制度の要件の1つである新規雇用を従業員数が5人以上といったような条件を付けておりますが、なかなかそこら辺が難しいということで、この要件緩和をしていきたいと、そのように思っておるところです。

それから2つ目は、現行制度においては交付金の交付申請を固定資産税が課せられる年度の翌年度においてしていただくということになっております。事業開始から間もないときに、いわゆる資金が必要であるためにですね、なるべく早い時期に交付金が交付できるようにしていきたいと、そういったような中身についてですね、今、明和町の産業活性化協議会に対しまして色々提案をさせていただいて、意見をいただいているところでございます。そういう形の中でですね、商工業の支援対策の一つ企業誘致を図ってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

そのほかにはですね、実はいろんな企業さんからも要望がいただいております。高速通信インフラ、光ファイバーでございますけれども、これを平成21年度からですね、色々とNTTさん等々にお問い合わせを申し上げてきましてですね、明和町への通信網整備、これを平成22年11月から昨年の12月にかけてですね、明和の52局、53局全域を整備していただいたところでございます。ただ、55局がまだでございますので、さらにこういった取り組みを進めてまいりたいと、そのように

考えておるところでございます。なかなかですね、私どもが一番今課題になっておりますのは、町内に空き店舗が増えてきておるのが実態でございます。県道鳥羽松、あるいはブライドガーデンでもしかりでございますが、そういったところについてはですね、いわゆるイメージダウンになってしまうことにもなりかねませんので、我々としては産業の空洞化、もちろん自主財源の確保という税収の面もでございますけれども、何とかそこら辺、空き店舗対策というのもですね、力を入れていかなきゃならないのかなと、そのように考えてこれからの取り組みを強めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございませんか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） 色々今、町長さん言われましたんですけど、今の空き店舗をお貸しするとか、今現在、本当に景気低迷で本当に過去に誘致された企業が撤退していかないように、各種の優遇制度の見直しが確かに必要です。そこら辺。それと土地建物を残して撤退した企業もあります。そこら辺を新たな企業にお貸しするとか、それを売るように仲介するとか、そこら辺どうなんです。そこら辺の考え方もしございましたら。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 失礼します。ご質問いただきました以前から立地していた企業も撤退する場合もございます。実際、そういった企業もございまして、町内にそういった未利用地なり、そういった撤退企業の跡地こういったものにつきましてはですね、平成22年でございますが、産業用地替土といった部分で、そういった物件についてを紹介し、金融機関、あるいはそれぞれの関係機関にお配りをしたところでございます。

こういった中でですね、そういった物件についての照会、問い合わせもございしますので、そういった中で工業団地内のそういった物件、あるいは町内に点在しております 3,000平米以上の未利用地、こういった部分についてもですね、何と

かその活用方策を考えながらですね、いろんな形で事業推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます、色々と。そういうのをお願いいたします。

それと企業誘致は確かにするのに補助金を交付したり、税の減免などの優遇対策を講じていかないと、確かに今は来てくれないと思います。私思うんですが、明和ジャスコを核として、中小企業なり商店の誘致をまだまだできると思います。そこら辺の考え方は町にあるのか、一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 失礼します。商業地等の活性化といった部分ではですね、ちょっと産業課の所掌事務から外れる部分もございますが、現在、政策課のほうでですね、都市計画についての考え方がまとめられておる途中でございます。そういった中の土地利用の中で、ロードサイド型の商業地の考え方といった部分でですね、特に私ども産業課としては期待をしているところでございまして、土屋議員おっしゃられますような、イオンを中心とした商業拠点、町のゲート整備といった考え方をですね、膨らませていけたらなというふうには考えております。ただ、今現在、都市計画の中での特別用途指定の関係もございまして、それがスムーズに行けばという話ではございますが、そういった形の中でですね、何とか沿道の中での商業の賑わいという部分を目指していきたいなというふうには考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。もう本当にあそこら辺まだまだこ

れから開けていくとこだと、私はまだまだ確信しているところなので、それとこれはちょっと通告してないかわかりませんが、町長にちょっとお尋ねしたいんですが、それも商店の活性化になるためです。町長が提案説明でも齋宮跡を核として、実物大の復元に平成26年度に完成に向け、かなり力を入れていますが、そこら辺、今歴史的風致維持、向上計画の認定はかなり私は大変だと思います。県においても極めて厳しい財政化の中で、大きな期待ができるんですが、そこら辺の考え方、本当にこういうまちづくりできていけるのか、町長の提案説明の中で、そういう26年度までに、そこら辺ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回、歴街法のまちづくりの部分の中で、齋宮跡を核としたという街の活性化の基本的な考え方、それをお示しをさせていただく中で、町としても何とか観光客を誘致する中でですね、活性化を図っていきたいというのが、私の思いでございます。

1つはですね、やはりよく言われますんですけども、明和町のじゃあ観光面におけるものは何かということですね、やはり齋宮跡しかないんじゃないか。それで齋宮に関係するものは、例えば今日ちょっとお話させていただいておりましたけれども、御糸織りとかですね、いろんなそのつながりのある部分もたくさんあるわけありますので、中心を、ベースを、齋宮跡においてですね、いろんな方策を考えていきたいと、そのように思っておるところです。ただ、色々と事業計画を概要版で報告をさせていただきましたけれども、それがすべてできるかというと、これは財政的な問題もあって、非常に難しい部分もあるわけですが、最低限の1つの目標という形の中でですね、施設整備等々をそこに置きながら、いわゆる産業に何とか結びつけていくことができないかと、そういう思いでですね、今回、取り組んでおるところでございます。

したがって、平成26年までに何もかもすべてというわけにはまいらないとは思いますが、できる限り地元の皆さんの協力も得ながらですね、事業を進めていく所存でございますので、財政が伴えばことは早いんですけども、

なかなか今思っているようにはいきませんので、少し時間はかかるかもわかりませんが、1つの考え方の中で進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） 本当に期待しているところなので、本当にこれからのまちづくりのために、これからどういうふうに明和町が、そのジャスコと一緒にいたい変わっていく、それができると大変すごいことやなと思て、僕も期待しているところですので、その点については、もう本当に町長さんよろしく願いいたします。続きまして、これについてはもう終わって、次いきたいと思います。

機構改革のところで質問についていきたいと思います。町長の政策実現を導くために、組織、機構の見直しは不可欠な要素の1つであると認識しております。また行政組織の場合は人事という手本をもって物事を進めています。今日、町を取り巻く状況はかつて経験したことのない少子高齢化への対応、国際化、情報化の目覚ましい進展、環境問題の対応など、社会経済状況の著しい変化を伴って、多様かつ高度な行政課題が提起されています。またIT社会に対応できる能力、政策形成能力などを磨き、時代に即した市民の信頼に応えられる人材づくりが求められています。そのような状況下、今回の見直しは防災、減災対策の一層の推進、及び大規模災害における情報を正確迅速に収集、発信できる体制を強化するため、防災企画課を新設するなど、対策強化を図ろうとしていますが、消防防災部門と、行政チャンネルなどの情報部門など、どのようにお考えですか、単なる予算取りではないのですか。また、機構の見直しには色々な考え方がありますんやけど、フラット型とかグループ型などありますが、課長業務を弾力的に行える体制とは、どのようにお考えですか、これについてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の機構の見直しをお願いをしているところでございますけれども、前回の機構から4年が経過をしました。そして町としては第5次の

総合計画が新たに出発するわけですので、それらに合わせた形の中で対応をしてみたいと、また、大規模災害や大きくする社会変革と申しますか、変貌、そういったところも踏まえてですね、やはり組織は日々見直していかなければならない、そのように考えておるところでございます。

今回の組織の見直しのポイントと申しますか、考え方につきまして、副町長のほうからですね、詳細にわたって説明をさせていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 副町長。

○副町長（辻 善典） 今回の組織機構改正にあたりまして、基本的な考え方としては3点ございます。まず1点目といたしましては、各課に色々こう分散化しておりました類似業務とか関連業務を一元化、できる限り一元化をいたしまして、住民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化を図ることが1点でございます。

それと2点目といたしましては、非常に小さい課から大きい課まで4、5人程度の課からですね、10数人にわたるような課の人員のバランスが悪いというところございます。したがって、課、それと係りの規模を大きくいたしまして、人員予算等の資源を集約することにより、課長の業務マネジメントが弾力的に行える体制とするということが2点目でございます。

それと今回課長級で、監という新たな職を設置をさせていただきます。かつて収税対策監とか、検査監とか、そういった監ございましたけども、こういった監をですね、課長級の職として設置をいたしまして、業務の内容によっては課長と監との連携により、業務の一層の推進を図ることが3点目でございます。

といった3つの視点で見直すことというふうにさせていただきました。先ほど議員のほうから防災企画課の新設というようなこともございましたけども、東日本大震災から1年を経過をいたしまして、当町におきましても東海、東南海、南海地震の発生が想定される中で、自治体の防災対策強化が強く求められております。

防災対策につきましては、現在、危機管理室で4人という人員でやっております。

すけども、そこに広報やケーブルテレビなどの情報部門とか、広域町政、それから総合計画を担う政策部門を加えまして、防災企画課を設置をいたしまして、組織、人員体制の強化を図ることといたしております。このことによりまして避難情報の伝達や危機発生時の情報の収集、それと発信などが、こう一層スムーズになるのではないかといいふうに期待をしているところでございます。また、平時の防災教育や啓発面でも強化が図れるもんだといふうに考えております。

先ほど課長の業務を弾力的に行える体制とは、どのようにお考えなのかというふうなご質問もございました。町の組織は専門性を高めるために、課を増やしてきた経過がございますけども、4年も経過をいたしますと、業務がバランスが崩れてきておりまして、このような中で課の人員体制を大括りにして、課長の指揮のもと、課全体で一致して課題となる政策や危機に対応できやすくなり、自ずと町としての機動力が増し、住民サービスの向上により一層つながるもんだといふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） 今、機構改革は一応4月1日付けでやられるわけですけど、やってみて、課の統合の課もありますんですけど、これはまずいということができた場合に、また弾力的に少しばかり変えるということもあるんですか。それと下の課とが助け合いというか、ほかの課と課とが、下の方が助け合いをしていくということもある得るということですか。ちょっとその辺も。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） 一応、4月からですね、新たな組織でスタートさせていただいて、また何かこう問題があればですね、改めて検討させていただくということになるかと思っております。それと役場組織それほど大きい組織はございませんので、当然のことながら、助け合いをするということは、当然のことだといふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。また色々、町長さん考えながらやっていただきたいと思いますので、次いきたいと思います。

次は意識改革について、役場は町民のために役立つために働く場所であります。一番大事なことは、町民とのコミュニケーションだと私は思います。私も挨拶は下手というか、顔があうと知っている人なら気軽に挨拶を交わしますが、初めての人だと視線をそらしたり、すぐに用事を言ってしまうたりします。挨拶が一番難しいです。玄関ロビーに挨拶をしましょうというような表示を掲げてみてはいかがでしょうか。気軽に挨拶のできるロビーにしていきたいと思います。町長は挨拶に対してどういうふうにお考えですか。町長が改革をしようというときに、一番大事なものは意識改革だと思います。そこで職員をどのように指導していくのか、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 組織機構の器をですね、どんなけ変えてもですね、中身を変えなければ改革にはつながらないということでございます。ご指摘の一番の肝心なのはコミュニケーション、それを身に付けることが一番の基本だというふうに考えておるところです。

で、たくさんの方からですね、町の職員、挨拶もできやん職員もいるではないかというようなご指摘もございますし、窓口での対応というのはですね、非常に来ていただくお客さんのその立場によっても非常に千差万別でございます。そういった中で色々町民の方からもご指摘をいただきますので、我々は2年前からですね、実は挨拶や接遇ということの中で、職員として気をつけなければならない、基本的に身に付けなければならない、そういったものを自己採点するマナーアップシートというのをですね、実は今も続けておるところです。

そしてそれは本人の自己評価、そして上司、いわゆる課長の評価、そういった

ものの中でですね、お互いにお互いが気をつけて接遇なり、そういったものの態度なり服装なり、いろんな形の中でですね、そういったことの部分もやはりレベルアップしていこうという形です、我々としては日常的にこうやっていこうということで、実施をしているところでございます。元気な挨拶がですね、一番基本だと思います。中学校の卒業式するときにも学校の生徒さんが元気に挨拶をしてくれる。我々も声をかけますけれども、向こうから声をかけてくれる。それに対して我々がきちっと挨拶を返していかなきゃ、何の意味もないというふうにも思っておりますので、そういったところで挨拶を、元気な挨拶を交わしてですね、さわやかな朝の出発に期すればなど、そのように思いますので、これからも職員に対してはそういうことを、まず挨拶を心がけるようにですね、申し添えていきたいと、そのように思います。

ただ、挨拶をしましょうという垂れ幕をですね、玄関にというご提案でございましたけれども、そこまで今のところどうかと思いますので、まずは我々がきちっとですね、職員に対して町民の皆さんに明るい笑顔で接するよう指導してまいりたいというところで、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。その辺は町長さんの考えでやっていたら結構なんですけど、そこら辺と、窓口でどのようなサービスが本当に必要かというのを、またアンケート取っていただくなり、そこら辺も自己採点の中に入れて、自己採点というか、町民の自己採点ですね、今度は逆にに入れてもらったら、また面白いというか、そこら辺も意識改革になるんじゃないかなと思いますので、そこら辺の取り入れも何かいいアイデアがあれば、どしどしと職員に聞いていただいて、住民にいいサービスができるようにしていただければ幸いです。ちょっとそこら辺、町長さんはどうなんだろう、そこら辺もよろしく。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） そこら辺につきましてはですね、我々は一生懸命対応しているつもりでございますが、受け止める町民の方がですね、どのように思われるのかという点もございます。したがいましてですね、議員の皆様はじめ町民の方々からですね、態度悪いとか、言葉づかい悪いやないかと、そういうご指摘をいただく中でですね、身をこう正していくことも必要かなというふうに思いますので、これから土屋議員はじめですね、いろんな方からそういう叱咤激励をいただけたらと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。

続けていきたいと思っております。次は、日曜日の開庁などに取り組んでいますが、新しい行政課題に対応できる総合窓口課、言うたら1つの課からいくつの税務課へ行ったり、あっちへ行ったり、日曜日に関しては本当に足を運ばなくてはなりません。総合窓口課などを組織づくりを進める考えはないですか。

また、住民サービスの向上の観点から、郵便局とか銀行のATMなんかが庁内に設置できないのか、大変、日曜日なんかは本当にちょっとしたことで便利なんです、そこら辺、普段でも便利になりますね。普段の日でもあれば本当に即支払ができたり、できるような考えないか、そこら辺もちょっとお聞かせ願います。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） 日曜開庁につきましては、窓口事務を中心に対応いたしておりまして、町民の皆様からもご好評をいただいているかと思っております。総合窓口につきましては、以前にも研究したことがございますけども、まず扱う事務の範囲をどこまで広げるかの課題がございます。全国的には住民票、あるいは戸籍、年金、健康保険までの範囲で総合窓口課の事例が多いと聞いております。規模の小さな町村では、これらの窓口はほとんど隣り合わせでしているケースがほとん

どです。当町につきましても、現在こうした業務につきましてもは生活環境課と長寿健康課で対応を行っておりますけども、今回の組織機構改正につきましても変更しておらず、執務場所も変更する予定はございませんので、住民の皆様にご不便をおかけするようなことはないというふうに認識をしているところでございます。今後、問題が生じるようであれば、また改めて検討していきたいと考えております。

またATMのお話がありましたけども、過去にJAでキャッシュコーナーを設置いただいた時期がありましたが、利用率が低く廃止されておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） よかったら本当に、その農協は日曜日やってなかったような感じしたんですけど、JAがどうも、できたら私としては1台ぐらいあれば本当に便利ではないのかなと思います。

次いきたいと思います。職員のこのメンタル対策について、ちょっと質問をしたいと思います。行政サイズの維持向上のために、健全で安定した財産基盤確立が大事ですが、そこに働く職員が元気で町民から信頼される職員でなければなりません。近年、職員の生活習慣病やストレス増大による心の健康管理が極めて重大ですが、どのように取り組みをなされていますか、お伺いします。これについては江議員が予算の、議員からもちょっと質問がございました。昨日ありましたが、重複している点がございしますが、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） 職員の心の健康管理につきましては、大変重要なテーマでございます。大変限りある職員数の中で、昨今はですね、地方分権がかなり進んでまいりまして、業務にきめ細かさが求められ、その結果、業務量の増大への対応、あるいは業務の中の公正専門性が求められるというようなことが、ますます

増えてきており、職員の中には精神的な負担を感じてしまい、休養せざるを得ないというような職員も出てきております。

そうならないようにするには、職員の異常を周りの職員が早期に気づき、病気になる前に対策を講じることが重要でございます。このため町ではメンタルヘルスをテーマにした研修会とか、専門家のカウンセリングなどに職員が参加できるような体制をとっているところでございます。今後も臨床心理士によるメンタルケア、あるいは職場の衛生委員会の機能を上手く活用して、1人で悩むことなく適切に相談、助言できる体制を維持いたしまして、職員の働く意欲の維持高揚につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） ありがとうございます。それについて何か職員がそういうような資格があって、メンタルヘルスマネジメント検定試験というような、職員が受けて、それでそういう係、職員の中にそういう相談員になってくれる人もいるんですね。そういうような資格というのがあって、それを職員で受けていただくというか、そういうような考えはどうか。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） そういった資格というよりもですね、役場に保健師がおりますので、保健師がその代わりを務めておるといふふうに、ご理解をいただければと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） わかりました。ありがとうございます。

次にいきたいと思います。次の項目にいきます。

以前でも町で職員が早朝ラジオ体操をしていたと思いますが、どうしてなくな

ったのか、防災服を着る日の1のつく日など、朝だけでも奨励してはどうか。1日の始まりにあたって心身の区切りがつくし、団結力もつくと考えられたことはないですか。また、1日長時間デスクに座ったまま、職員が健康のため午後3時ごろに軽い体操、ストレッチですね、健康体操、ストレッチをすることを考えたことはありますか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） ラジオ体操につきましては、以前8時25分ぐらいから庁舎前で実施しておりましたけども、朝から窓口が開くのをお待ちいただくようなお客さんもいらっしゃったり、電話対応なども増えてきたことから、現在は取り組んでおりません。民間会社などでは職場の一体感を醸成し、体操で体をほぐすことがケガの防止や健康管理などにもつながるといふ、労働安全上の趣旨からも積極的にいう事例も見られます。体操などの効能につきましては、理解をいたしますが、勤務時間中にあえて行うことにも、疑問がないわけではなく、各自で適宜取り組むべきものというふうに思っております。

土屋議員からご提言いただきましたラジオ体操につきましては、職員の健康管理の面についてですね、そういった健康管理の観点に立って、役場で副町長が委員長になっております衛生委員会という組織がございますので、そちらのほうで今後また検討をしてみたいなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） わかりました。ありがとうございます。私はただその体が、長いデスクワークで体が固くなっているの、たまにそういうストレッチすれば、次の日に疲れを残さずに、次のまた新たな仕事の意欲が湧くんじゃないか、本当に肩こりとかさ、腰痛がやっぱり職員さん多いんじゃないかというような運動不足の観点から、軽いストレッチをやれば、そういうようなもっと取り入れていただければいいんじゃないかということで、一応質問させていただきました。

次いきたいと思います。これは社歌と言って、本来テープ持ってこなあかんだんやけど、数カ月前にテレビで放映された番組なんですけど、明和町に明和の歌とか明和音頭などがありますが、役場を1つの会社と考えて、皆が一緒に頑張る。またストレスの発散になる音楽を考えてみてはいかがですか。音楽はうつむいた気持ちを前向きにしてくれますし、役場で電話が鳴ったときに、ちょっとこう待ち時間の中にそういう歌、音楽を中に取り入れてもらったり、昼休みになる前とか、ケーブルテレビなどで最初に流してもらおうとか、職員のやる気を引き出すような歌が、私は必要であると思います。予算がなかったら音楽に優れた職員がつくるなど、職員の絆にもなると思います。そこら辺、朝の町長の朝礼前とか、職員の懇親会や色々そこら辺で利用できるような歌を、一回考えてみてはどうですか。ちょっと説明がちょっと下手ですけども、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（北岡 泰） 土屋議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（辻 善典） 駅とか役所、あるいは総合病院などの公共の場でクラシック音楽を流したり、本庁でも就業時間、お昼、それから終業時間にチャイムを流しているところです。公共空間で音楽を上手く使うことは一定の効果があると思いますけども、一方で、公共空間のさまざまな音のあり方に対して、静寂化を求める声もあろうかというふうに思います。

また管内放送は、放送中に電話が聞き取りにくくなることや、窓口に来られた聴覚に障がいを持たれた方、それと補聴器を使う方などへの配慮も必要であるため、必要最小限度というふうにしております。全国的に特定の政策推進などで職員の手作りの音楽とか、映像DVDの製作などの例があると聞いておりますけども、ご提案いただいたことにつきましては、これも職場環境の向上の面から、庁内の衛生委員会でも一度検討してみたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

土屋議員、再質問はございますか。

土屋議員。

○12番（土屋 吉昭） テレビに見ておったら、確かに良かったんですね。一企業と、役場も一企業みたいですので、できたら今後先々、また良かったら考えを入れてください。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、土屋吉昭議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

（午後 4時 06分）
